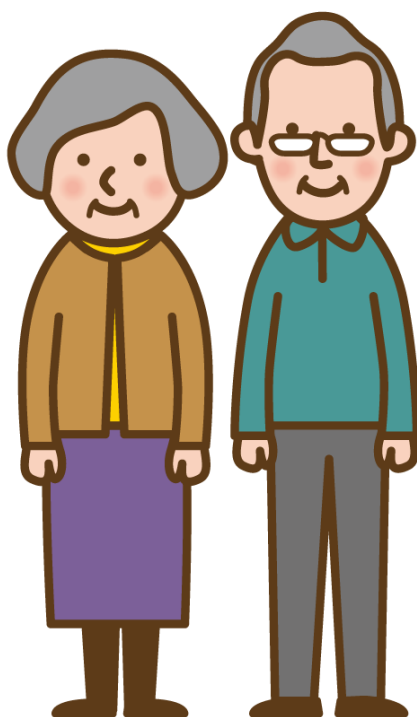


あわら市

在宅ケアのしおり

住みなれた地域で、だれもが安心して暮らし続けるために



あわら市・あわら市社会福祉協議会

【令和6年10月発行】



このしおりの目的

在宅ケアのしおりは、高齢者を支える公的な制度やサービス、インフォーマルな取り組みなどの社会資源や地域資源を見える化(リスト化)したものです。

介護者や専門職の皆様をはじめ、“生活を支援する情報”“生きがいや社会参加につながる情報”を必要としている高齢者のために活用していただくことを目的にしています。

自分にできることは継続し、自分らしく住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、その一助にご活用いただければ幸いです。



情報の追加、修正にご協力ください

今後も掲載内容の加筆修正を随時行いますので、未掲載の社会資源や地域資源(地域活動)などの情報があれば、あわら市社会福祉協議会の生活支援コーディネーターまでご連絡ください(電話 73-2253)。

データ更新にご協力くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。



感染症等による内容変更

掲載されているサービスの内容が変更される場合がございます。最新の状況は、各項目の連絡先へ直接ご確認くださいませようお願いいたします。



目 次

＜各種相談と窓口＞		ボランティアセンター	60
専門職による相談窓口	1	心配ごと相談・無料法律相談	61
地域の相談員	4	生活困窮者自立相談支援事業・家計改善支援事業	62
		日常生活自立支援事業(福祉サービス利用援助事業)	63
＜あわら市の在宅介護支援＞		成年後見センター	64
住まい環境整備支援事業	6	生活福祉資金貸付事業	65
家族介護用品支給事業	7	福祉委員会	66
家族介護者交流事業(元気回復事業)	10	福祉推進員	69
＜あわら市の介護予防・日常生活支援総合事業＞		＜あわら市の老人クラブ＞	
一般介護予防事業	12	老人クラブとは	70
(1)介護予防把握事業	12	あわら市老人クラブ連合会の組織体制	71
(2)介護予防普及啓発事業		あわら市老人クラブ連合会の活動(事業)	74
①脳活性化教室	13	＜あわら市シルバー人材センター＞	
②あわらはつらつ教室	15	シルバー人材センターとは	78
③出前講座	16	仕事を依頼したい	78
④フレイルチェック	17	依頼内容例	79
⑤フレイルサポーター養成講座	17	＜介護保険事業＞	
(3)地域介護予防活動支援事業	18	あわら市の介護保険サービス事業者一覧	80
①すこやかクラブ	19	高額介護(介護予防)サービス費	82
②いきいきサロン	21	＜あわら市の高齢者福祉施設・住まい＞	
③やすらぎ清間の出張サロン	23	高齢者の住まい・中間施設等	83
④いきいきテラスいちひめ(市姫荘)	24	住宅セーフティネット制度	86
⑤やすらぎ清間	26	＜あわら市の医療制度・在宅医療＞	
⑥なるぎフィットネス&サロン	27	後期高齢者医療制度	88
(4)あわら市地域リハビリテーション活動支援事業	30	高額療養費制度	89
介護予防・日常生活支援サービス事業	32	高額医療・高額介護合算療養費制度	89
①訪問型サービス	33	人工透析患者通院交通費助成事業	90
ホームヘルプサービス B(シルバーちょこっとサービス)	34	訪問歯科診療	91
②通所型サービス	35	坂井地区在宅ケアネット	93
③生活支援サービス	37	坂井地区医師会「安心連携カード」	94
＜あわら市の地域自立支援＞		訪問看護ステーション	96
緊急通報体制等整備事業	38	在宅患者情報共有システム(カナミック「TRITRUS」)	97
Net119緊急通報システム	40	＜税の控除＞	
食の自立支援事業(給食サービス)	41	障害者控除	98
生活・介護支援サポーター事業	43	おむつに係る医療費控除	99
認知症サポーター養成講座	45	その他の税金についての相談	100
認知症初期集中支援チーム	46	＜災害への備え＞	
福祉タクシー助成事業(チケット)	47	災害時要援護者支援制度	101
あわら市乗合タクシー(デマンドタクシー)	49	在宅高齢者等除雪支援事業	102
自動車改造費助成	54	＜あわら市の高齢者の見守り＞	
ハートフル専用パーキング利用証制度	55	あわら市安心生活ネットワーク事業	104
＜あわら市のその他の事業＞		あわら市見守りシール(どこシル伝言板)	106
いきいきテラスいちひめ(市姫荘)のお風呂	57		
＜あわら市社会福祉協議会の事業＞			
あわら市社会福祉協議会とは	58		
ひばりヶ丘ステーション(福祉有償運送)	59		

～ あわら市で利用できる民間のサービス ～

＜配食・食材提供・移動販売＞

お弁当配達	109
インターネットや電話で注文できる冷凍のお弁当・料理キット ..	112
食材の配達	113
移動販売	115

＜移動・交通＞

福祉有償運送	116
福祉タクシー(介護タクシー／ケアタクシー)	118
お買い物無料バス	122

＜外出支援＞

付き添い・介添え	123
----------------	-----

＜家事援助＞

家事援助サービス	124
----------------	-----

＜居場所づくり＞

コミュニティカフェ・オレンジカフェ	128
-------------------------	-----

＜見守りサービス＞

郵便局の見守りサービス	131
ワタミの宅食みまもりサービス	132

＜雪かき・屋根雪下ろし＞

雪かき・屋根雪下ろし支援	133
--------------------	-----

＜健康・衛生＞

訪問医療マッサージ・はり・きゅうなど	135
理容・訪問理容	137
美容・訪問美容	139

各種相談と窓口

専門職による相談窓口

地域包括支援センター

①総合相談支援、②虐待の早期発見・防止などの権利擁護、③包括的・継続的ケアマネジメント支援、④介護予防ケアマネジメント の4つの機能を担う、地域の中核機関です。

あわら地域包括支援センター あわら市市姫三丁目 1-1 あわら市役所 健康長寿課内 電話 73-8046

福祉まるごと相談室

相談先がわからない「困りごと」は、その分野・内容を問わずお話を伺います。相談の内容に応じて、適切な専門機関等への橋渡しを行い、課題解決に向けて連携して支えます。

福祉まるごと相談室 あわら市市姫三丁目 1-1 あわら市役所 福祉課内 電話 73-8028

高齢者の福祉サービス全般の窓口

高齢者の日常生活や社会生活を営む上でのいろいろな問題について、相談に応じ、助言を行います。

あわら市	健康長寿課高齢福祉グループ	あわら市市姫三丁目 1-1	電話 73-8022
福井県	長寿福祉課	福井市大手 3 丁目 17-10	電話 20-0332
	坂井健康福祉センター	あわら市春宮二丁目 21-17	電話 73-0600
福井県社会福祉協議会	高齢者専門相談窓口	福井市光陽 2 丁目 3-22	電話 25-0294
あわら市社会福祉協議会		あわら市市姫二丁目 31-6	電話 73-2253

在宅医療相談

かかりつけ医の紹介など在宅医療・訪問医療や在宅ケア全般の相談に応じます。

坂井地区医師会在宅ケアネット	あわら市東善寺 5-27	電話 73-5366 (13 時～17 時) FAX 73-5363
福井県在宅口腔ケア応援センター	福井市大願寺 3 丁目 4-1 (福井県歯科医師会館)	電話 21-5519

難病相談

難病の方の相談支援に応じます。定例相談やピアカウンセリング、交流会などを実施しています。

福井県難病支援センター	福井市四ツ井 2 丁目 8-1 福井県立病院本棟 3 階	電話 52-1135
福井県坂井健康福祉センター	あわら市春宮二丁目 21-17	電話 73-0600

高齢者の虐待に関する相談

あわら市健康長寿課	あわら市市姫三丁目 1-1	電話 73-8022
あわら地域包括支援センター	あわら市市姫三丁目 1-1	電話 73-8046

若年性認知症に関する相談

福井県若年性認知症相談窓口	福井市文京 2 丁目 9-1 (公益財団法人 松原病院内)	電話 63-5488
---------------	-------------------------------	------------

運転適性相談窓口

安全運転相談ダイヤル	福井県警察本部 運転免許課内	電話 51-2221
------------	----------------	------------

各種相談と窓口

こころの相談

精神保健福祉士、臨床心理技術者、保健師、看護師等がこころの相談に応じます。

福井県総合福祉相談所 ホットサポートふくい 福井市光陽2丁目3-36 電話 26-4400

(平日9時～17時)

福井県坂井健康福祉センター あわら市春宮二丁目21-17 電話 73-0600

(精神科医による相談・要予約・毎月第1, 3木曜日 14時30分～16時30分)

社会福祉法人しいのみ共生会「まちの保健室」 坂井市丸岡町西里丸岡15-19 電話 68-1316

(専門家による相談・要予約・毎月第2水曜日 13時30分～15時30分)

福井こころの電話 電話 0120-931-783

(火曜、木曜、日曜 13時30分～16時30分)

精神科救急相談

24時間体制で、救急医療に対する相談を受け付けます。

福井県精神科救急情報センター 福井市光陽2丁目3-22 電話 63-6899

税金の相談

あわら市 税務課 あわら市市姫三丁目1-1 電話 73-8011 FAX 73-5688

三国税務署 坂井市三国町中央1丁目2-2 電話 81-3211

福井県税事務所 福井市松本3丁目16-10(福井合同庁舎内) 電話 21-0020 FAX 21-8260

坂井県税相談室 坂井市三国町水居17-45(坂井合同庁舎内) 電話 81-3179 FAX 81-3194

法律に関する相談

あわら市社会福祉協議会 無料法律相談 (月1回、偶数月は月曜、奇数月は水曜 13時～16時)

※P66「あわら市社会福祉協議会の事業-心配ごと相談・無料法律相談」を参照

あわら市市姫二丁目31-6 電話 73-2253

法テラス 福井法律事務所 福井市宝永4-3-1 サクラNビル2F 電話 050-3383-5475

心配ごと相談

あわら市社会福祉協議会 心配ごと相談 (社協の営業日に担当職員が対応)

※P61「あわら市社会福祉協議会の事業-心配ごと相談・無料法律相談」を参照

あわら市市姫二丁目31-6 電話 73-2253

生活困窮者自立相談

あわら市社会福祉協議会 生活支援係 あわら市市姫二丁目31-6 電話 73-2253

※P62「あわら市社会福祉協議会の事業-生活困窮者自立相談支援事業・家計改善支援事業」を参照

各種相談と窓口



成年後見に関する相談

あわらし市成年後見制度利用促進連絡協議会（成年後見制度中核機関）

福祉まるごと相談室

あわらし市市姫三丁目 1-1

電話 73-8028

あわらし市社会福祉協議会

成年後見センター

あわらし市市姫二丁目 31-6

電話 73-2253

※P64「あわらし市社会福祉協議会の事業-成年後見センター」を参照

孤独・孤立に関する相談

あなたはひとりじゃない 内閣官房 孤独・孤立対策担当室

<https://www.notalone-cas.go.jp/> （チャットボットで支援制度や窓口を探すことができます）

N T T 西日本特殊詐欺対策サポートダイヤル

利用している電話機に応じた特殊詐欺対策について、ご相談できる電話サポート窓口（相談無料）です。

■相談例「いま使っている電話機で対策するにはどうすればいいの？」

「対策用に留守番電話の設定方法が知りたい」

「対策用に電話機を購入したいけどどうやって設置すればいいの？」

電 話 0120-053123

受付時間 9時～17時（12/29～1/3を除く）



各種相談と窓口

地域の相談員

民生委員・児童委員

地域福祉の向上のために厚生労働大臣から委嘱された地域福祉の支援者です。それぞれ担当地域が決められており、地域社会の生活に困っている人や、児童、障がい者、高齢者等のことで問題をかかえている人々に、相談・援助・情報提供を行います。

【お問い合わせ先】

あわら市民生委員児童委員協議会事務局（あわら市福祉課内） 電話 73-8020

福祉推進員

福祉推進員は、誰もが住み慣れた地域で、安心して暮らすことができるよう、見守りが必要な人や家庭の「困った」にいち早く気づき、民生委員・児童委員や社協などの関係機関につなぐアンテナ役です。また、区長や民生委員・児童委員と協働して、区の福祉問題に取り組む体制を作っていく役割も担っています。

※P69「あわら市社会福祉協議会の事業-福祉推進員」を参照

【お問い合わせ先】

あわら市社会福祉協議会 地域支援係 電話 73-2253

老人家庭相談員

老人家庭相談員は、福井県知事から委嘱を受けて、一人暮らし高齢者等の見守り活動を行っています。単位老人クラブごとに1名配置されています。

【お問い合わせ先】

あわら市老人クラブ連合会事務局（あわら市社会福祉協議会内） 電話 73-2253

介護サービス相談員

介護保険制度における介護サービスを利用する上で、市に登録された介護サービス相談員が施設や居宅等介護サービスが提供されている場を訪問して利用者の日常的な相談や問題発見等を行います。利用者とサービス提供者の両者の橋渡しをしながら、介護サービスの質的向上のために活動を行います。

【お問い合わせ先】

あわら市健康長寿課 高齢福祉グループ 電話 73-8022

各種相談と窓口

認知症地域支援推進員

あわら市には、認知症地域支援推進員が配置されています。

あわら地域包括支援センターや市内介護事業所に配置され、市民の身近な相談役として活動しています。

活動内容

- ・ 他機関と連携を図り、認知症の人やその家族への相談支援
- ・ 認知症ケアパスの作成と普及
- ・ 認知症カフェの開設
- ・ 認知症サポーター養成講座の開催
- ・ 認知症支援会議の出席（市の認知症施策や啓発イベント等の計画と推進）

配置場所

- ・ あわら地域包括支援センター
- ・ 芦原メロン苑
- ・ 湯の町メロン苑
- ・ 県民せいきょう金津きらめき

【お問い合わせ先】

あわら市健康長寿課 高齢福祉グループ 電話 73-8022

あわら市の在宅介護支援

住まい環境整備支援事業

要介護高齢者が住み慣れた自宅で安心して暮らし続けることができるように、車いす対応のバリアフリー化等の改修工事に対し助成を行います。

対象者

要介護認定において、要介護3以上認定者、又は市が定める要件を満たす要介護1・2認定者で市長が当該者の在宅生活の維持向上を図るため特に住宅の改造を必要と認めた方が対象です。

助成額

上限 800,000円（自己負担分を除く）

対象となる主な住宅改修

助成の対象とする住宅の部分は、対象者の住宅部分のうち、内部にあっては玄関、便所、洗面所、浴室等とし、外部にあっては玄関から一般道路を結ぶポーチその他の部分とする。

この事業において助成の対象とする改造の範囲は、下記に記載する住宅の部分について行った介護保険給付対象外の改造工事で、下記に挙げるもののうち、対象者の在宅生活の維持向上を図るために必要と認めるものとする。

- 洗面台、流し台の取替え
- 階段昇降機の設定
- その他上記の住宅改造に付帯して必要となる住宅改造

申請から利用までの流れ

①市健康長寿課までご相談ください。（工事開始前に工事予定箇所の確認を行います。）

＜提出書類＞

・住まい環境整備支援費助成申請書・理由書・工事見積書・工事図面・工事前写真

②交付決定通知をお送りします。（決定後に工事開始となります）

③工事完了後、以下の書類をご提出ください。

＜提出書類＞

・住まい環境整備完了届・工事経費内訳書・領収書（コピー可）・改造工事中/工事後の写真

④ご自宅に伺い、工事された箇所を確認させていただきます。

（工事費用50万円を超える場合、施工業者立会いで市担当者が完成検査を行います）。

⑤助成金をお振込みします。

※事前に申請し承認を受けた工事が対象となりますので必ず着工前にご相談ください。

自己負担額

所得に応じて対象経費の1割、2割、3割のいずれかです。ただし、助成上限額を超える経費は全額自己負担です。

【お問い合わせ先】

あわら市健康長寿課 高齢福祉グループ 電話 73-8022

あわら市の在宅介護支援

家族介護用品支給事業

家族介護用品支給事業は、65歳以上の高齢者を在宅で介護している家族に対し、介護用品（紙おむつ）を支給することにより高齢者を介護している家族の身体的、精神的、経済的負担の軽減を図るとともに、要介護高齢者の在宅生活の継続及び向上を図ることを目的としています。

対象者

以下の①または②に該当し、かつ③に該当する方が対象です。

- ①介護保険の要介護認定4以上の在宅の方
- ②介護保険の要介護認定1から3の方で、一定の条件に該当する在宅の方
- ③坂井地区広域連合の介護保険被保険者で、あわら市に住民票があり、あわら市内で在宅生活をしている方

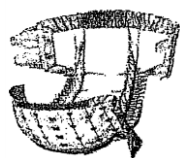
※第2号被保険者（40歳から64歳で要介護認定を受けている方）も同様です。

※ただし、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院に入院中の方のほか、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）、ケアハウス、サービス付き高齢者住宅、有料老人ホーム、特定施設入居者生活支援介護（介護付きのお部屋にお住まいの方）をご利用の方は、介護度に関わらず支給対象外です。

※介護保険料を滞納している方（世帯全員を含む）は支給を受けることができません。

介護用品・支給上限枚数

テープ止め型



パンツ型



尿とりパッド



支給対象者	条 件	支給限度枚数	支給限度額
要介護1、2	一定の条件を満たす方が対象です。 (排泄介助の状況や認知症の状況について、介護認定時の主治医意見書や認定調査票等を健康長寿課にて確認します)	120枚/月	5,000円 (1か月の購入金額が5,000円を超える場合は、5,000円分まで)
要介護3		180枚/月	7,000円 (1か月の購入金額が7,000円を超える場合は、7,000円分まで)
要介護4、5			

※市と契約した業者で指定する介護用品を購入した場合に、限度枚数（枚数が満たなくても限度額に達した場合は限度額まで）の範囲であれば、次ページの負担割合に応じて負担金がかかります。限度枚数（限度額）を超えて購入した分は全額自己負担となります。

あわら市の在宅介護支援

自己負担額

毎年7月末に課税、非課税世帯の見直しを行い、8月配達分より見直し後の自己負担額を適用します。配達時に配達業者へ支払うか、阪田薬局でお支払いください（振込も可）。

利用者世帯区分	利用者負担割合
市民税非課税世帯 (生活保護世帯を含む)	購入費用の10分の1
市民税課税世帯	購入費用の3分の1

介護用品（紙おむつ）の配達

毎月、地区ごとに決められた期間内に、お宅に配達します。介護用品（紙おむつ）は、原則、袋単位での支給となります（衛生面などの問題があるため）。

変更、一時休止、再開の連絡および届け出

内容	手続き方法	連絡・届出の期限
紙おむつの種類・ 数量の変更	(有) 阪田薬局に電話連絡	前月の末日まで
入退院（入退所）で の一時休止、再開	あわら市健康長寿課に 「あわら市家族支援介護用品支給決定変更届出書」を提出	随時
住所変更、死亡等	あわら市健康長寿課に 「あわら市家族支援介護用品支給決定変更届出書」を提出	随時

申請からサービス利用までの流れ

- ①市健康長寿課へ申請書を提出します。
 - ②市健康長寿課より決定通知書を送付します。
 - ③月1回、市からの請負業者がご自宅までお届けします。
- ※家族、ケアマネジャーからの申請も可能です。
※地区によって配達日が異なります。
※尿モレするなど紙おむつの使用方法についてお気軽にご相談ください。

令和6年度市契約事業者

事業者 (有) 阪田薬局
住所 あわら市温泉 1-506
電話 77-2258
FAX 78-7270

【お問い合わせ先】

あわら市健康長寿課 高齢福祉グループ 電話 73-8022

あわら市 介護用品（紙おむつ）一覧表（令和6年4月～令和7年3月）

【テープ止め型、パンツ型】	1 テープ止め型			2 パンツ型					
商品写真									
メーカー名	リフレ			リフレ				リフレ	
商品名	簡単テープ止め（横モレ防止）			はくパンツ（レギュラー）				はくパンツ（たっぷり吸収）	
番号	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
サイズ	S	M	L	S	M	L	LL	ML	LL
ウエスト（cm）	57～92	77～110	92～130	55～75	65～90	80～105	95～125	70～95	90～125
モデル吸収量	500ml	680ml	850ml	540ml	540ml	540ml	540ml	800ml	800ml
1枚あたりの価格	72円	77円	85円	65円	70円	75円	88円	82円	92円
1袋の枚数	34枚	30枚	26枚	22枚	20枚	18枚	16枚	20枚	18枚
1袋の価格（消費税含）	2,448円	2,310円	2,210円	1,430円	1,400円	1,350円	1,408円	1,640円	1,656円

【尿とりパッド】	3 尿取りパッド						
商品写真							
メーカー名	リフレ	リフレ	エルモアいちばん	エルモアいちばん	リフレ	サルバ	ライフリー
商品名	（パッドタイプ） 男女共用	（パンツ用） やわらかピッタリパッド	（パッドタイプ） 長時間用	（パッドタイプ） ワイド	（パッドタイプ） サラケアビッグ	（Rパッド） 男性用	（パッドタイプ） さわやかパッド
番号	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯
サイズ	-	パンツ用	-	-	-	男性用	-
寸法（cm）	巾20×長さ48	巾16×長さ46	巾21×長さ54	巾29×長さ49	巾28×長さ60	巾22×長さ40	巾13×長さ34
モデル吸収量	300ml	250ml	590ml	600ml	600ml	300ml	220ml
1枚あたりの価格	23円	26円	28円	29円	44円	26円	65円
1袋の枚数	30枚	30枚	24枚	30枚	30枚	60枚	12枚
1袋の価格（消費税含）	690円	780円	672円	870円	1,320円	1,560円	780円

※こちらに記載している価格は、令和6年4月～令和7年3月販売分（税込み）のものです。

※こちらに記載している「1枚あたりの価格」は、市が業者と契約している金額です。

利用者負担金は、この金額の3分の1（市民税課税世帯）または10分の1（市民税非課税世帯）となります。

※モデル吸収量は、メーカー発表のものです。

※尿量1回分の目安 約130ml～150ml

※商品については、廃番等の理由により変更になる場合があります。

あわら市の在宅介護支援

家族介護者交流事業（元気回復事業）「すまいるの会」

対象者

あわら市に在住し、要介護認定等を受けている高齢者を在宅で日常的に介護している家族が対象です。

内 容

在宅で家族を介護する介護者の、身体的・精神的負担を軽減するため、リフレッシュや介護者相互の交流を目的とした日帰り旅行や交流会等を行います。また、介護相談、介護技術教室、施設見学を行います。年6回を目安に実施しています。

令和5年度の実施例

4月	お花見／お買い物
7月	介護研修会
9月	ぶどう狩り
10月	ミュージックケア／マッサージ
12月	クリスマス会
2月	認知症に関する研修会／マジックショー



申請からサービス利用までの流れ

市健康長寿課、地域包括支援センター、市社会福祉協議会にご相談ください。

■必要書類

- ・「家族介護者の会」入会申込書

申込先

あわら市社会福祉協議会

自己負担額

必要に応じてその都度、参加費を集めます（食事代等に相当する額）。年会費はありません。

【お問い合わせ先】

あわら市健康長寿課 高齢福祉グループ 電話 73-8022
（委託）あわら市社会福祉協議会 地域支援係 電話 73-2253

あわら市の在宅介護支援

家族介護者交流事業

すまいるの会 ご案内

すまいるの会では、家族の介護をしている仲間を募集しています。
介護者同士で、リフレッシュしたり悩みを相談したりできる場です。

お花見や日帰りツアー、クリスマス会、研修会など
みんなで明るく「かいご」ができるように癒しを届けます。

まずは気軽にお問い合わせください。



ゆりの里公園へお出かけ

バスでお出かけして、
介護のリフレッシュを
しています。



クリスマス会

いつもよりちょっと
豪華な食事でクリスマス
気分を楽しんでいます。



認知症研修

介護に関する研修を
開き、日常の介護に役
立っています。

社会福祉法人あわら市社会福祉協議会
TEL 0776-73-2253 担当：地域支援係

〒919-0621 あわら市市姫2丁目31-6 いきいきテラスいちひめ内

あわら市の介護予防・日常生活支援総合事業

あわら市の介護予防・日常生活支援総合事業

平均寿命が80歳を超えている現在、長い人生を自分らしく過ごすためには、心とからだの健康寿命を伸ばすことが大切です。そのためには、日頃から高齢者の皆さま自らが、心とからだの機能の維持・向上を図る「介護予防」を行うことが重要です。市民の皆さまが介護予防を行う手助けとして、あわら市では様々な「介護予防・日常生活支援総合事業」を行っています。

地域支援事業の一部として行われる介護予防・日常生活支援総合事業には、一般の高齢者向けのサービス「一般介護予防事業」と、要支援1・2及びその恐れのある65歳以上の方（事業対象者）を対象として実施するサービス「介護予防・日常生活支援サービス事業」があります。

一般介護予防事業

（１）介護予防把握事業

■健康チェックリストでの把握

今年度70歳・75歳に到達する方（総合事業対象者・要介護（支援）認定のある方を除く）を対象に、個別郵送します。

■関係機関からの情報提供等での把握

医療機関、民生委員、訪問活動等により把握をします。

健康チェックリストの回答者への結果を個別に通知します。なお、心身の機能低下の恐れがある方については、市が主催する介護予防教室の案内、保健師等による訪問指導や介護予防・日常生活支援サービス事業の利用の提案などを行います。

※健康チェックリストとは、厚生労働省が作成した基本チェックリスト25項目に、福井県独自の認知症検診5項目を追加した計30項目からなる質問票です。65歳以上の高齢者が、自身の生活や健康状態を振り返り、心身の状況について答えることで、自身では気づきにくい認知機能・心身機能の衰えやリスクなどを早期に把握し、介護予防・日常生活支援総合事業や認知症検診へつなげることにより、状態悪化を防ぐことを目的としています。

【お問い合わせ先】

あわら市健康長寿課 介護支援グループ 電話73-8022

あわら市の介護予防・日常生活支援総合事業

(2) 介護予防普及啓発事業

①脳活性化教室

対象者

認知症予防に関心の高い高齢者で、医師による運動制限がない方が対象です。

日 時

開催日 第2、第4金曜日

※月により変更があります。詳細はお問い合わせください。

時 間 午前：生き生き若返りコース 9時30分から11時30分

場 所

あわら市保健センター

内 容

脳活性化を目的とした作業、運動、レクリエーション等を行います。

午前（生き生き若返りコース）：主に75歳以上の方におすすめをしています。

【お問い合わせ先】

あわら市健康長寿課 高齢福祉グループ 電話 73-8022



あわら市の介護予防・日常生活支援総合事業

🌸 介護予防教室 🌸 🧠 脳活性化教室のご案内

脳を健康に保つポイントは、「健康な身体」と「脳を使う習慣」です。積極的に外出し、運動や音楽など仲間を楽しむ習慣を持つことはとても有効です。

市では認知症予防の教室を実施しています！ぜひご参加ください♪

- | | | |
|-------|--|---|
| 対 象 者 | 生き生き若返りコース…主に75歳以上の後期高齢者
※運動制限がなく、要介護認定等を受けていない人 |  |
| 内 容 | 脳を活性化する読み書き、計算、レクリエーション、体操など
その他講座（栄養講座、音楽鑑賞、ものづくり など）
<u>※講座内容の一覧表は、教室の初回にお渡しします。</u> | |
| 場 所 | あわら市保健センター | |
| 定 員 | 約20人 ※申込多数の場合、人数制限あり |  |
| 日 時 | 月2回（金曜日） 9：30～11：30 ※詳細は裏面を参照 | |
| 持 ち 物 | 水分補給のための飲み物（お茶、水等）、眼鏡、筆記用具 | |
| 服 装 | 動きやすい服装 | |
| 通所方法 | 個人でお越しいただくことが難しい場合は、デマンド交通をお勧めします。 | |
| 申 込 み | <u>事前にお電話で参加日程の申込みをお願いします。</u>
<u>（初回提出：申込書、健康チェックリスト）</u> | |
| そ の 他 | ●体調に不安のある方は参加の自粛をお願いします。 | |

問い合わせ・申し込み先 ※随時受付中
あわら市健康長寿課 高齢福祉グループ
☎ 73-8022（直通）

あわら市の介護予防・日常生活支援総合事業



②あわらはつつ教室

対象者

健康チェックリスト該当者、または健康づくりに関心の高い高齢者が対象です。

※医師による運動制限がない方が対象です。

日 時

開催日 7月から10月までの期間限定

※詳細はお問い合わせください。

時 間 9時30分から10時30分（初回のみ9：30～11：00）

場 所

あわら市保健センター

内 容

健康チェックリストの項目（運動、栄養、口腔、閉じこもり、うつ、認知症）に関連した内容です。計5回の教室です。

【お問い合わせ先】

あわら市健康長寿課 高齢福祉グループ 電話73－8022



あわら市の介護予防・日常生活支援総合事業

③出前講座

対象者

市民（老人会や地区行事など１０人程度集まる機会に開催）

※行政区以外の任意団体も対象。

※講師謝礼の補助は、年間１申請団体につき１回までです。

日時や場所

依頼者（地区、団体など）が決定します。

主な場所は、区民館や集落センターなどです。

目的と内容

多くの市民の方々に、介護予防についての知識と適切な対応方法に関する理解を深めてもらいます。

講座の例：運動講座、栄養講座、口腔ケア、認知症予防、在宅ケア、フレイル予防など

【お問い合わせ先】

あわら市健康長寿課 高齢福祉グループ 電話 ７３－８０２２

あわら市の介護予防・日常生活支援総合事業

④フレイルチェック

フレイル（虚弱）とは、年齢を重ねて心身の活力が低下した状態のことをいいます。フレイルは健康と要介護のちょうど中間地点であり、努力をすることで健康な状態に戻ることができると言われています。フレイル予防の３つのポイントは、①運動（身体活動）、②栄養（食事・口腔機能）、③社会参加（趣味・ボランティア・就労など）です。

対象者

高齢者が対象です。

日時や場所

対象地区にて年２回実施します。

目的と内容

運動、栄養、社会参加に関する様々なチェック項目を測定し、自分自身のフレイルの兆候に気付いてもらうためのものです。

【お問い合わせ先】

あわら市健康長寿課 高齢福祉グループ 電話 ７３－８０２２

⑤フレイルサポーター養成講座

フレイルサポーターとは、市健康長寿課主催のフレイルに関する研修を受けた人のことをいいます。フレイル予防のポイントの一つに社会参加があります。フレイルサポーターとして活動することで、ご自身の社会参加活動の一環にも役立てることができます。

対象者

平日の日中に活動できる方が対象です。

日時や場所

年１回実施します。「広報あわら」による養成講座のお知らせをしています。

内 容

フレイルサポーター養成のための研修（１日）をします。

活動内容

①フレイルチェック等の運営②フレイル予防の普及啓発を行います。

【お問い合わせ先】

あわら市健康長寿課 高齢福祉グループ 電話 ７３－８０２２

あわら市の介護予防・日常生活支援総合事業

(3) 地域介護予防活動支援事業

要支援・要介護状態になる恐れのある方や家に閉じこもりがちな高齢者等に対して、介護予防への意識を高めてもらい、介護予防に積極的に取り組めるよう支援を行います。あわら市が委託した事業所や社会福祉協議会が、介護予防施設や区民館等にて集いの場であるサロンを開催します。

対象者

高齢者が対象です。

委託先

あわら市社会福祉協議会、福井県医療生活協同組合、(有)なるざ

内 容

各会場で、閉じこもり予防等の介護予防に関する事業を行います。

申請から利用までの流れ

- ①参加したい会場へ出向き見学
- ②会場で申込みをして参加

地域で開催しているサロン

- ①市が主催しているサロン…すこやかクラブ
- ②市社会福祉協議会が主催しているサロン…いきいきサロン
- ③医療せいきょうが主催しているサロン…やすらぎ清間の出張サロン

施設で開催しているサロン

- ④市社会福祉協議会が主催しているサロン…いきいきテラスいちひめ（市姫荘）
- ⑤医療せいきょうが主催しているサロン…やすらぎ清間
- ⑥有限会社なるざが主催しているサロン…なるざフィットネス&サロン

【お問い合わせ先】

あわら市健康長寿課 高齢福祉グループ 電話 73-8022

あわら市の介護予防・日常生活支援総合事業

①すこやかクラブ

対象者

健康づくりに関心の高い高齢者が対象です。
※医師による運動制限がない方が対象です。

日時や場所

- 中央公民館：月2回（火曜日） 13時30分から15時まで。
 - 保健センター：月2回（水曜日） 14時から15時30分まで。
 - 湯のまち公民館：月2回（木曜日） 13時30分から15時まで。
- ※実施日は、市広報巻末の「くらしのカレンダー」に記載しています。
※詳細は市健康長寿課へお問い合わせください。

内 容

介護予防（運動、栄養、認知機能の向上など）に関する教室です。
すこやかクラブは参加者の皆様自身が運営する自主サロンです。

申請から利用までの流れ

あわら市健康長寿課 高齢福祉グループへ申し込み 電話 73-8022

【お問い合わせ先】

あわら市健康長寿課 高齢福祉グループ 電話 73-8022



あわら市の介護予防・日常生活支援総合事業

✿介護予防教室✿ すこやかクラブのご案内

最近、転びやすくなった、物忘れが増えたなど気になることはありませんか？

すぐに大きな病気などの心配はなくても、知らないうちに体は衰え、転倒などをきっかけに介護が必要になることもあります。いつまでも元気でいるためには、運動や栄養、積極的に外出するなど、元気なうちから予防に取り組むことが大切です。

すこやかクラブは参加者の皆様自身が運営する自主サロンです！ぜひご参加ください♪

対 象 者 65歳以上のあわら市民 ※運動制限のない人

内 容 懐メロに合わせたストレッチや転倒予防体操など、主に運動を中心とした講座
その他、栄養講座や脳活性化レクリエーションなど

場 所 等	会場名	中央公民館	保健センター	湯のまち公民館
	開催曜日	月2回（火曜日）	月2回（水曜日）	月2回（木曜日）
	会場	1階 大ホール	健診ホール	1階 多目的ホール
	開催時間	13：30～15：00	14：00～15：30	13：30～15：00

※日程は裏面

定 員 各会場 約20人 ※申込多数の場合、人数制限あり

持 ち 物 水分補給のための飲み物（お茶、水等）、眼鏡、筆記用具

ピンク色ファイル（昨年参加の方のみ）

服 装 動きやすい服装、運動靴（中央公民館は内履きをご準備ください）

通所方法 個人でお越しいただくことが難しい場合は、デマンド交通をお勧めします。

申 込 み 事前にお電話で参加日程の申込みをお願いします。

（初回提出：申込書、健康チェックリスト）

そ の 他 ●体調に不安のある方は参加の自粛をお願いします。

問い合わせ・申し込み先 ※随時受付中
あわら市健康長寿課 高齢福祉グループ
☎ 73-8022（直通）

あわら市の介護予防・日常生活支援総合事業

②いきいきサロン

主 催

あわら市社会福祉協議会

内 容

①軽体操②レクリエーション③作品づくり④各種講座⑤おしゃべり 他

参加費

100円（お茶代もしくは材料費となります）

備 考

- ・開催日時は各区の希望に合わせます。詳細は市社会福祉協議会までお問い合わせください。
- ・開催頻度は各区によって異なります。月一回から年一回まで様々です。
- ・区の担当者と市社会福祉協議会とで、開催の調整を行います。
- ・開催調整後、市社会福祉協議会がチラシを作成し、区の担当者が配布または回覧をします。
- ・サロンの自主開催のサポートやアドバイスも行っています。

開催場所

【令和5年度の実施地区】

■温泉地区

田中温泉区

■山方里方地区

二面区、井江葭区

■本荘地区

仏徳寺区

■北潟地区

北潟西区

■金津地区

新区、東区、天王区・水口区、脇出区、坂ノ下区、北稻越区、中央区

■坪江地区

名泉郷区

【お問い合わせ先】

あわら市社会福祉協議会 地域支援係 電話 73-2253



あわら市の介護予防・日常生活支援総合事業

あわら市 地域介護予防活動支援事業

65歳以上の皆さま ご近所さんと一緒に **いきいきサロン**に 参加しませんか？



仏徳寺区 お花見会

つながろう
住みなれた場所で

一緒に
楽しいひとときを

歩いて行ける
区民館等で開催します

✿ 開催日は各区のご希望で
日時と内容を決めています。
各区のサロンのお世話役または社協へご確認ください。

✿ 参加費100円をご持参ください。
(お茶が付き
ます。作品づくりの場合は
材料費となります)



北潟西区 マジックショー



お問い合わせ

社会福祉法人

あわら市社会福祉協議会

あわら市市姫2-31-6 老人福祉センター市姫荘内

☎73-2253

あわら市の介護予防・日常生活支援総合事業

③やすらぎ清間の出張サロン

開催地区	開催場所	開催曜日	時 間	活動内容
全地区	金津本陣 I K O S S A 3階会議室 あわら市春宮二丁目 1 4 - 1	第 1 木曜 第 3 木曜	9 時 5 0 分～ 1 2 時 1 0 分	【イコッサ健康体操】 健康体操 健康教室 レクリエーション
全地区	伊井公民館 あわら市清間 1 2 - 4	希望日	1 2 時～ 1 4 時	卓球 カラオケ 吹矢
熊坂区	熊坂農村環境改善センター あわら市熊坂 4 2 - 2 0	第 1 月曜 第 3 木曜	1 0 時～	健康体操 健康教室 レクリエーション

主 催

福井県医療生活協同組合

参加費

無料

送 迎

あわら市乗合タクシー（デマンドタクシー）をご利用される方には、タクシー代金をやすらぎ清間が支払います。詳しくは下記の連絡先へお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

やすらぎ清間 橋川 洋 電話 7 3 - 1 2 2 9



あわら市の介護予防・日常生活支援総合事業

④いきいきテラスいちひめ(市姫荘)

主 催

あわら市社会福祉協議会

場 所

いきいきテラスいちひめ あわら市市姫二丁目3 1-6

内 容

①軽体操②レクリエーション③作品づくり④各種講座⑤おしゃべり 他

参加費

100円

開催日

地区ごとに利用日が決まっています。詳細な日程は、「広報あわら」に掲載している老人福祉センター利用日のページにてご確認ください。

送 迎

各区の集合場所への送迎バス（無料）が利用できます。初めて送迎を利用される方は、乗車定員の都合がありますので、必ず市社会福祉協議会までお問い合わせください。帰りのバスは市姫荘を15時30分ごろに出発予定です。

備 考

- ・レクリエーション終了後は帰りのバスの時間まで、昼食を食べたり、市姫荘の浴場（無料）を利用したり、自由に過ごすことができます。
- ・昼食、タオル類は各自でご用意ください。
- ・自家用車等で直接お越しいただくこともできます。（駐車場あり）

開催一覧

対象区	開催曜日	時 間	送迎
吉崎地区、北潟地区、山方地区、温泉地区 細呂木A地区(滝区、青ノ木区、宮谷区、坂口区、蓮ヶ浦区、 細呂木区、橋屋区、樋山区、細呂木駅前区)	1か月に 1回～2回 火曜日 もしくは 金曜日	10時～15時30分	○
伊井地区、細呂木B地区(山西方寺区、柿原区、山十楽区、指 中区、沢区、嫁威区、日の出区、清王区)			
波松地区			
劔岳地区、新郷地区、坪江A地区(中川区、東田中区、瓜生区、 南疋田区、北疋田区、次郎丸区、御簾尾区、北野区、北区、 前谷区、上野区)			
里方地区、本荘地区、坪江B地区(笹岡区、熊坂区、下金屋区、 畝市野々区、牛ノ谷区、名泉郷区)	毎月第2水曜日 ※変更の場合有	10時～11時30分 (レクリエーションのみ)	×
上記以外の金津地区、芦原地区			

【お問い合わせ先】

あわら市社会福祉協議会 地域支援係 電話73-2253

あわら市の介護予防・日常生活支援総合事業



あわら市 地域介護予防活動支援事業

65歳以上の皆さま
ご近所さんと一緒に
いちひめそう
市姫荘に来ませんか？

市姫荘での過ごし方の例

9:00 バス送迎
9:30 受付
10:00 レクリエーション
(脳トレゲーム 軽体操 など)
11:00 自由時間
(昼食 入浴 など)
15:30 バス送迎

参加費 100 円 (飲み物付) 利用地区のバス送迎あり

❖ 地区ごとに利用日が決まっています。(毎月1～2回、火曜日または金曜日)
広報紙「あわら」(老人福祉センター利用日)にてご確認ください。

❖ ご予約は不要です。 ❖ 昼食は各自でご用意ください。

❖ 浴場を利用できます。タオル類は各自でご用意ください。

❖ 自家用車などで直接お越しいただく事も出来ます。(駐車場あり)

お問い合わせ

社会福祉法人
あわら市社会福祉協議会

あわら市市姫2-31-6 老人福祉センター市姫荘内 ☎73-2253



あわら市の介護予防・日常生活支援総合事業

⑤ やすらぎ清間

対象地区	開催場所	開催曜日	時 間	連絡先
全地区	介護予防拠点施設やすらぎ清間 あわら市清間3-22	毎週 火曜日 木曜日	9時30分～ 15時30分	やすらぎ清間 橋川 洋 73-1229

主 催

福井県医療生活協同組合

内 容

健康体操、健康教室、昼食会、レクリエーション、健康チェック、絵手紙、餅つき、花見、新年交流会、水彩画教室、吹矢、カラオケ

参加費

700円（昼食／おやつ代含む）

送 迎

あわら市乗合タクシー（デマンドタクシー）をご利用される方には、タクシー代金をやすらぎ清間が支払います。詳しくは上記の連絡先へお問い合わせください。



チラシの一例



生活介護予防は日常の健康チェック、学習から、どのチェックも無料です。みなさんの参加を期待しています。

健康教室チェックのご案内

無料

健康教室

1月17日（金）
午前9時30分～11時30分
いっしょに健康づくり
食 習 学 習 し ま せ ン か
金津本陣イコッサ3F 研修室

「冬場も健康で過ごすために」
遠川知美医師（あわら市出身 城北病院 研修医）

健康チェック
血圧測定 血糖測定 骨密度測定

お問い合わせ
福井県医療生活協同組合 金津支部
910-0626 福井市光陽2丁目18-15 (0776)27-2318

骨密度測定が大好き！
超音波で骨の強度を測定し、骨密度の目安になります。簡単に測定（10秒程度）できることが魅力です。骨質に異常があれば、その状態を把握し、適切な対応ができます。超音波測定は、骨密度測定と合わせて実施します。

血管年齢測定
指による血管年齢測定です

血管年齢を測ってきましょう！
指先で、血管弾力性に測定は1秒程度。簡単に測定できることが魅力です。指先に異常があれば、その状態を把握し、適切な対応ができます。超音波測定は、骨密度測定と合わせて実施します。

あわら市の介護予防・日常生活支援総合事業

⑥なるぞフィットネス&サロン

対象地区	開催場所	開催曜日	時 間	連絡先
全地区	なるぞ Step あわら市二面2丁目211	平日月～土 (祝日休みあり)	10時00分～ 12時00分	77-2242 080-2951-7284

主 催

有限会社なるぞ

内 容

運動機能向上、認知機能向上、健康チェック、交流

参加費

100円（活動による材料費等は別）

送 迎

なし

※金津、芦原各地区から参加できる広域型サロンです。

※あわら市乗合タクシー（デマンドタクシー）や自家用車でお越しください。

備 考

1日の定員は15名まで



あわら市の介護予防・日常生活支援総合事業

令和6年度版

あわら市
地域介護予防活動支援事業
のご案内

- ☑ 閉じこもらないで外出しましょう
- ☑ 介護予防になる適度な運動をしましょう
- ☑ 仲間との交流を楽しみましょう

なるざ フィットネス & サロン

市内どこからでも!!
お車で(駐車場完備)
デマンドタクシーで
自転車で
徒歩で



場所:あわら市二面2丁目211
なるざSTEP 施設内



開催日	月～土曜日 (祝日・お正月等お休みあり)
開催時間	午前 10:00 ～ 午前 12:00
定員	1日の定員 15名まで
対象	概ね 65歳以上 の あわら市 在住 の方
利用料金	1回利用 あたり 100円 (活動による材料費等は別)

● 送迎はありません

お越しになるために
下記を参考にしてください

あわら市 乗り合いタクシー (デマンド交通)
をご利用ください
市内約320か所の停留所から
「リハビリスタジオなるざの森」停留所へ

お車で来られる方
建物前駐車場を
ご利用できます



※65歳以上の場合 片道で
1人…………… 400円
2人乗り合い …… 200円
3人以上乗り合い 100円

お問い合わせ
申し込み

初めてのの方は
お申し込みが必要です
内容やご利用方法のご確認
お申し込み方法など
お気軽にお聞きください

連絡先 0776-77-2242 まで

裏面「なるざフィットネス&サロン 早わかり」

あわら市の介護予防・日常生活支援総合事業



なるぎ
フィットネス
& サロン
早わかり 🖐️

こちらですー



自家用車でも通えます



午前 10:00

事業開始

始まり
ますよー



感染予防は
徹底してます



健康チェック
は入念に



午前 10:15

健康運動開始

個別メニュー

8種目10機器の高齢者向け運動マシン

集団メニュー レッドコード
大型モニターに合わせて行います



水分補給と
もぐもぐタイム

認知機能向上メニュー



お友達もできて
おしゃべりも楽しみ



利用者の方の声

- ★短時間で自分に合った運動がしっかりできていい
- ★おしゃべりも楽しい！話し相手ができました！
- ★デマンドタクシーの停留所があるさけ、楽に来れるわ
- ★筋力の強さが数字で分かるんで目標を立ててやれる
- ★病気のこと、治療のこと、介護のことの情報が聞ける
- ★YouTubeでの体操もありあきないね～
- ★1回100円の参加料はいいの！
- ★スタッフさんが面白いやあ



午前 12:00

終了！

お疲れ様でした！



デマンドタクシー



あわら市の介護予防・日常生活支援総合事業

（４）あわら市地域リハビリテーション活動支援事業

リハビリテーション等に関する専門職が、高齢者の残存能力を評価し、改善の可能性について助言する等、ケアマネジャーや介護サービス事業所等における高齢者の自立支援、重度化防止等の取り組みを総合的に支援することを目的としています。

派遣職種

理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士のほか、看護師、管理栄養士、薬剤師、歯科衛生士等、地域包括支援センターが適当と認める職種（以下「リハビリ等専門職」という。）が派遣されます。

実施内容

1 ケアマネジメント支援

①対象者

あわら市内の利用者（要介護認定者・要支援認定者・基本チェックリスト該当者）を担当する坂井地区居宅介護支援事業所のケアマネジャー及び地域包括支援センター職員が対象です。

②支援内容

（ア）アセスメント（課題抽出）時の同行訪問

リハビリテーションの視点を取り入れたアセスメントにより、利用者の生活課題をより適切かつ明確に把握し、その課題解決に向けた利用者の日常生活に即した具体的で実現可能性の高いケアプランの作成につなげます。

（イ）モニタリング時の同行訪問

サービス利用開始後の状況、問題、意欲の変化など継続的に把握する中で、よりの確な状態像の評価を行います。

（ウ）評価時の同行訪問

目標の達成状況の評価にリハビリ専門職等の視点を加え、よりの確な状態像の評価及び次の段階へつながる自立支援に重点を置いた評価を行います。

③利用回数

1 ケースにつき、アセスメント・モニタリング・評価時の3回までとします。

2 介護サービス事業所支援

①派遣対象事業所

あわら市内の通所介護（認知症対応型も含む）、訪問介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、介護老人福祉施設等の指定介護保険サービス事業所または指定総合事業の事業所であって、次に掲げる要件をすべて満たす事業所

(a) 派遣目的に合致するリハビリ等専門職が配置されていない事業所であること。

(b) 利用者の生活機能の維持・向上、自立支援に資する取組をする事業所であること。

あわら市の介護予防・日常生活支援総合事業

②支援内容

各事業所職員の技能向上、利用者の介護予防及び要介護（要支援）状態の改善を図ることを目的として、各事業所にリハビリ等専門職を派遣し、運動機能等の維持向上に向けた次に掲げる技術的指導、助言等の支援を行います。

- (a) 集団・個別のリハビリ方法等の講習
- (b) 利用者の支援に関する指導・助言
- (c) その他、地域包括支援センターが適当と認めるもの

③利用回数

1年度あたり、1事業所1回までとします。

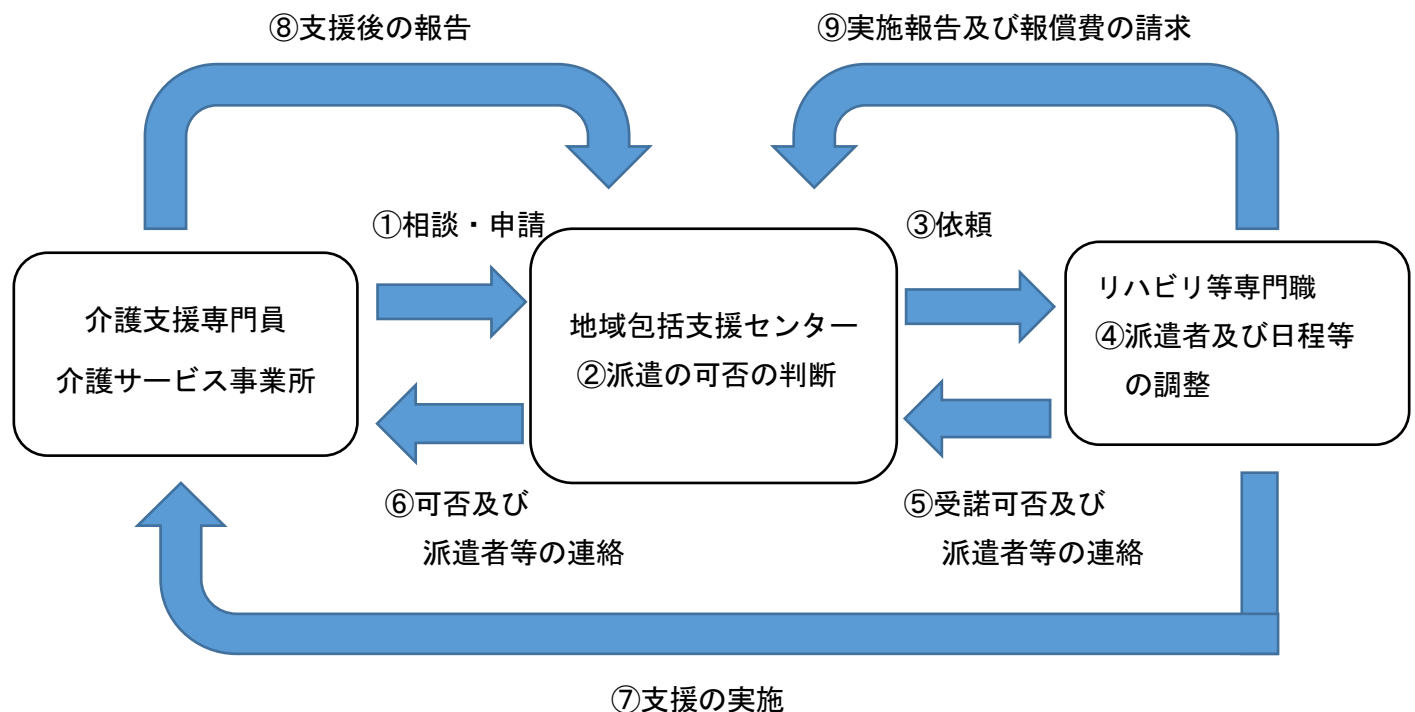
3 住民主体の通いの場支援

市内住民が運営するサロン等の地域の通いの場の立ち上げや活動において、要介護状態になっても参加を続けることのできる地域の通いの場として展開していくことを目的にリハビリテーション専門職を派遣し、地域の運動機能等の維持向上に向けた支援を行います。

利用回数は、1年度あたり1地区1回までとします。

申請から利用までの流れ

地域包括支援センターへご相談ください。



費用 無料

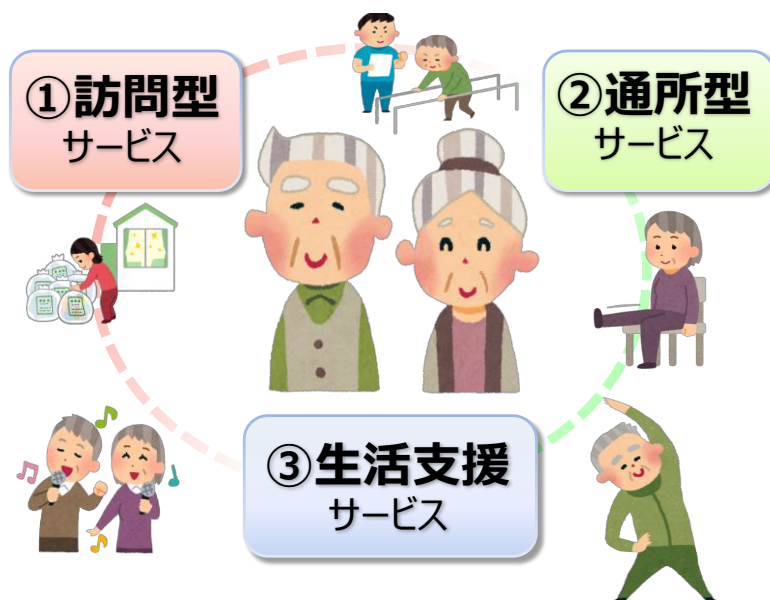
【お問い合わせ先】

あわら市健康長寿課 あわら地域包括支援センター 電話 73-8046

あわら市の介護予防・日常生活支援総合事業

介護予防・日常生活支援サービス事業

介護予防・生活支援サービス事業は、要支援者等の多様な生活支援のニーズに対応するため、介護予防訪問介護等のサービスに加えて住民主体の支援等も含め、多様なサービスを総合事業の対象として支援します。



利用方法

訪問型サービス、通所型サービスのみの利用であれば、健康チェックリストに回答し、心身機能の低下が認められた場合は、介護認定を受けずにサービスを利用することができます。
(※介護保険第2号被保険者である40歳以上64歳以下の方は除きます)。

利用継続の上で、更新の申請は必要なく、サービスが利用できます。

サービスの利用にはケアマネジャーが必要となりますので、地域包括支援センターにご相談ください。

申請方法

地域包括支援センターの窓口にて申請を受け付けます。その際、健康チェックリストにて健康状態を把握します。

費用負担

- ・利用者の方は、サービス料金の自己負担があります。
- ・基本的に1割負担ですが、一定以上の所得がある方は2割または3割負担となります。申請した際に発行される負担割合証をご確認ください。
- ・通所型サービスの食事代・入浴代など、実費となる場合があります。詳細については、担当のケアマネジャーにご相談ください。

あわら市の介護予防・日常生活支援総合事業

①訪問型サービス（自宅で受けるサービス）

サービスの種別	ホームヘルプサービス(従来型) (専門職による支援)	ホームヘルプサービスA (生活援助のみ)	ホームヘルプサービスB (住民主体型)
サービスの内容	○身体介護 ・食事や入浴の介助・見守り - など ○生活援助 ・買い物 ・調理(病気や栄養に配慮) ・洗濯 ・掃除 ・服薬確認 - など ※体調や意欲に合わせて、本人と一緒に家事に取り組みます。	○生活援助 ・買い物 ・調理(病気や栄養に配慮) ・掃除 - など ※身体介護は行いませんが、体調の確認や生活面の見守り等を支援します。 	○シルバー人材センターの会員による簡易な生活援助 ・買い物 ・一般的な調理 ・洗濯 ・掃除 ・ゴミ出し シルバーちょこっとサービス 
対象者	病気、身体機能の低下等がみられ、医療や介護の専門的な配慮が必要で、かつ家事や身の回りのことがひとりでは危うい、または出来ない方。		病気、身体機能や認知機能の低下等がみられても、簡易な生活支援で日常生活が維持できる方。
自己負担の目安(1割)	標準的な内容の場合 287 単位 生活援助が中心の場合 179 単位 (20 分以上 45 分未満) 生活援助が中心の場合 220 単位 (45 分以上) 短時間の身体介護の場合 163 単位 ※初回加算あり	原則週 2 回まで 20 分以上 45 分未満:179 円 45 分以上:220 円	原則週 2 回まで 60 分以内:150 円

※本人以外のために行う行為や、日常生活上の家事の範囲を超える場合は、支援できないこともあります。

※同居家族がおられる場合は、対象とならないこともあります。

※利用にあたっては限度額、回数の上限があります。

詳細については、担当ケアマネジャーにご相談ください。

※従来型・ホームヘルプサービスAは、一定以上の所得がある方は2割または3割負担となります。

負担割合証をご確認ください。

※従来型・ホームヘルプサービスA・ホームヘルプサービスBの併用はできません。

あわら市の介護予防・日常生活支援総合事業

ホームヘルプサービスB（シルバーちょこっとサービス）

ホームヘルプサービスBは、あわら市が独自で実施する住民主体型の訪問型サービスです。

対象者

以下の①～③のすべてに該当する方が対象です。

①介護保険の要支援認定または事業対象認定の方

※認定がない方は、健康チェックリストにて対象となるか判断します。

②病気や身体機能・認知機能の低下等がみられても、簡易な生活支援で日常生活が維持できる方

③本事業のホームヘルプサービス（従来型・サービスA）を利用していない方

内 容

シルバー人材センター会員が、介護や医療等の専門的な知識を要さない簡易な生活援助を行います。早朝のゴミ出し、土日・祝日も柔軟に対応します。

①屋内清掃（寝室・トイレ・食卓など、本人が日常的に使用する箇所の掃除や片付け）

②買い物（日用品の買い物や処方箋のある薬の受取り、品物及び釣り銭の確認を含む）

③洗濯（乾燥・取込み及び収納を含む）

④料理（治療や栄養に配慮した献立は除く、一般的な調理や温めなど）

⑤ゴミ出し（分別も含む）

⑥電球の交換

⑦布団干し

⑧ベッドメイキング（シーツや布団カバーの交換）

⑨灯油入れ



自己負担額

1回あたりおおむね60分 150円（原則：週2回まで）

申請から利用までの流れ

①担当ケアマネジャー、またはあわら地域包括支援センターへご相談ください。

②ケアマネジャーによるアセスメントを実施し、ケアプランに沿ってサービスの利用が開始となります。

【お問い合わせ先】

あわら市健康長寿課 あわら地域包括支援センター 電話 73-8046

（委託）公益社団法人あわら市シルバー人材センター 電話 97-6088



あわら市の介護予防・日常生活支援総合事業

②通所型サービス（事業所で受けるサービス）

サービスの種別	専門的支援のある デイサービス （従来型）	人との交流や予防目的 デイサービス A （週 1 回の半日利用）
サービスの内容	・リハビリ ・食事 ・入浴 ・送迎 - など	・簡単な体操 ・レクリエーション ・送迎 ※利用時間はおよそ半日 （食事・入浴の提供は、事業所によって異なります）
対象者	身体機能や認知の機能の低下がみられ、専門的な支援が必要な方	閉じこもりや物忘れ予防、交流を目的とする方
自己負担の目安 （1割）	週1回 436 円/回(月4回まで) ※月5回以上 月額 1,798 円 週2回 447 円/回(月8回まで) ※月9回以上 月額 3,621 円 + 食費は実費 ※口腔機能向上及び栄養改善加算あり	週 1 回までの利用 1 回 300 円 + 食事・入浴代は実費 

※利用にあたっては限度額、回数の上限があります。詳細については、担当ケアマネジャーにご相談ください。

※一定以上の所得がある方は 2 割または 3 割負担となります。負担割合証をご確認ください。

※従来型とデイサービス A 型の併用はできません。

あわら市の介護予防・日常生活支援総合事業

①訪問型サービスと②通所型サービスの事業所一覧

訪問型サービス(ホームヘルプサービス)事業所 2024.8.1現在

No.	事業所名	所在地	電話	専門的支援 ホームヘルプ サービス	生活援助のみ ホームヘルプ サービス A	住民主体型 ホームヘルプ サービス B
1	あわら市金津雲雀ヶ丘寮 訪問介護事業所	あわら市春宮 三丁目 28-21	73-5445	●	●	
2	あわら市 シルバー人材センター	あわら市国影 13-13	97-6088			●
3	ケアハイツ ヘルパーステーション	あわら市横垣 18-11	77-3600	●	●	
4	坂井地区医師会 ヘルパーステーション	あわら市 東善寺 5-27 坂井地区医師会館	73-8390	●	●	
5	ハスの実ヘルパー ステーションともに	あわら市二面 87-26-2	78-6743	●		
6	訪問介護事業所 ケアサービスつるかめ	あわら市市姫 二丁目 1-10	73-8418	●	●	

通所型サービス(デイサービス)事業所 2024.8.1現在

No.	事業所名	所在地	電話	専門的支援 デイサービス	週1回半日利用 デイサービス
1	あわら市金津雲雀ヶ丘寮 デイサービスセンター	あわら市春宮 三丁目 28-21	73-0144	●	
2	芦原メロン苑 デイサービスセンター	あわら市井江葎 50-18	78-7880	●	
3	ウエルネス木村	あわら市自由ヶ丘 二丁目 15-23	73-7788	●	
4	坂井地区医師会 デイサービスセンター	あわら市東善寺 5-27 坂井地区医師会館	73-8710	●	●
5	なるぎ STEP	あわら市二面 2丁目 211	77-2242	●	
6	みんなの家 大溝	あわら市大溝 三丁目 4-32	73-8555	●	
7	リハビリスタジオ なるぎの森	あわら市二面 2丁目 301	77-2251	●	●
8	デイサービス うたね	あわら市北湯 276-123	76-7146	●	

※坂井市の事業所も利用することができます。詳しくはあわら地域包括支援センターにお問い合わせ下さい。

あわら市の介護予防・日常生活支援総合事業

③生活支援サービス（自宅で受けるサービス）

サービスの種別	配食サービス	生活・介護支援サポーター
サービスの内容	栄養摂取や調理に支障のある高齢者の栄養改善と、安否や健康状態の見守りを目的とした配食サービス (※週1回水曜日のみ 第5週の水曜日・祝日等お休みあり) 	市民ボランティアである生活・介護支援サポーターによる、定期的な安否確認・話し相手・換気や室温などの簡単な環境整備 (※週1回もしくは2回までの訪問) 
対象者	高齢者のみの世帯で、障害・疾病などにより調理が困難で、食に関する支援が必要な方	日中ひとりとなる高齢者 高齢者世帯の方
自己負担の目安	市民税課税世帯 1食 500円 市民税非課税世帯 1食 250円	無料

※P41「あわら市の地域自立支援-食の自立支援事業(給食サービス)」を参照

※P43「あわら市の地域自立支援-生活・介護支援サポーター事業」を参照

【お問い合わせ先】

あわら市健康長寿課 あわら地域包括支援センター 電話 7 3 - 8 0 4 6

あわら市の地域自立支援

緊急通報体制等整備事業

一人暮らし高齢者世帯等に対して緊急通報装置を貸与し、家庭内の事故等による通報に随時（24時間・365日）対応するための体制整備（電話を受け付け、適切なアセスメントを行う専門的知識を有するオペレーターの配置等）を行います。

また、緊急通報装置を貸与することで、自立した日常生活を営むことができるよう対象者を支援することを目的とし、定期的な安否確認や緊急時の対応を行います。

対象者

65歳以上で構成される世帯で、世帯員の一人以上が病弱者であり、定期的に安否確認を取る必要がある人が対象です。

サービス内容

- ・24時間体制で家庭内の事故や急病等に対応し、日頃の定期的な安否確認と各種相談に応じます。
- ・緊急通報装置は、固定電話回線接続型とLTE回線接続型があります。
- ・起床時間に動きがない場合にセンターへ自動通報する「生活反応センサー」もあります。
- ・緊急通報装置は、屋内専用のペンダント形式でも着用が可能です。
- ・利用者からの緊急通報を受信した場合、24時間体制で受託業者等が緊急出動します。必要に応じて、直接、消防署等へ連絡します。
- ・利用者に対し、ひと月に1回以上、電話による安否の確認を行い、確認がとれない場合は、即日中に確認出動を行います。

申請から利用までの流れ

- ①市健康長寿課または地域包括支援センター、民生委員までご相談ください。
- ②申請書に基づき利用の可否を決定し、利用決定通知をお送りします。

自己負担額

固定電話回線接続型 月843円（税込）

LTE回線接続型 月1,100円（税込）

受託事業者

協同組合 福祉ふれあいセンター

住所 福井市米松1丁目15-1 米松ビル2階

電話 60-0001

【お問い合わせ先】

あわら市健康長寿課 高齢福祉グループ 電話73-8022



緊急通報装置
固定電話回線接続型

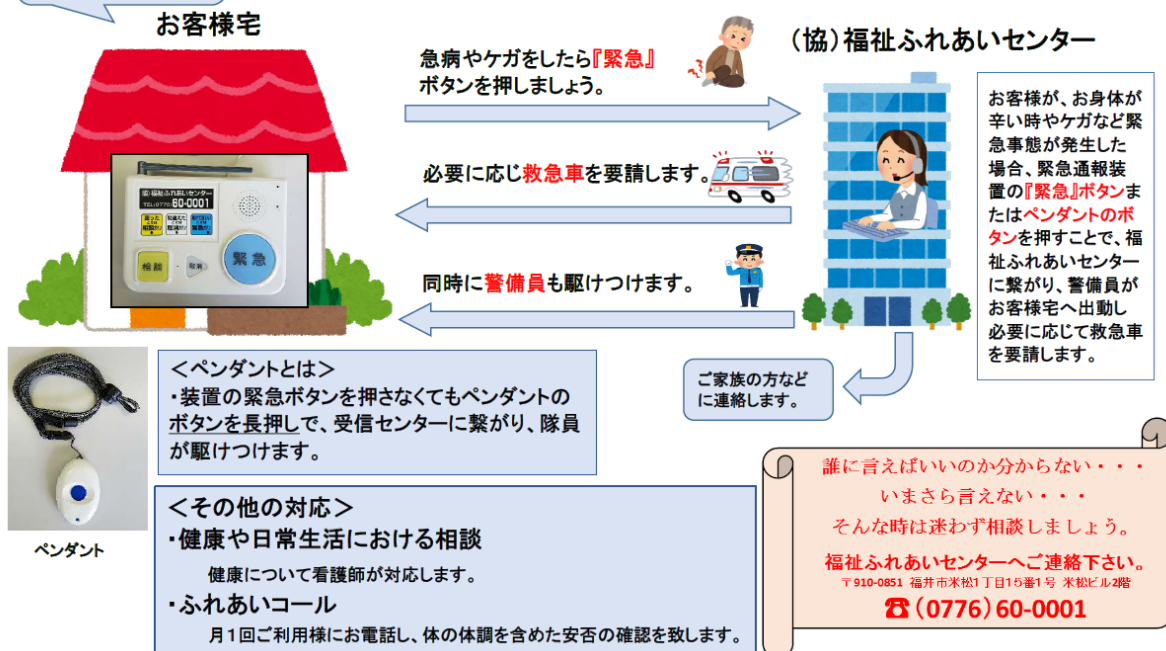
あわら市の地域自立支援

『万が一』に備え緊急通報装置を知ろう！

1ヶ月利用料
843円(消費税込)



緊急通報装置による通報は24時間365日対応しています。



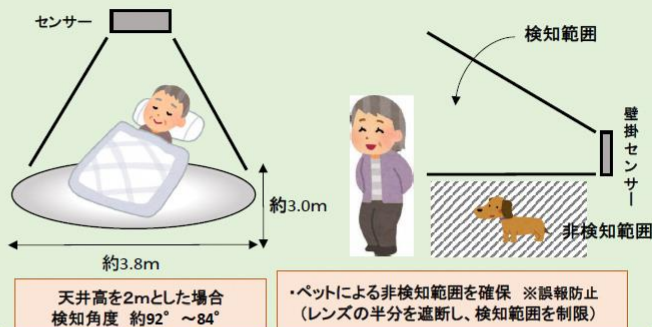
<生活反応センサーとは>



安否送信センサー
(人の体温を感知します)

・センサーは人の動きを検知し、設定時間内(4:00～11:00)に動きがなければセンターに自動通報します。センターから利用者・家族等へ確認の電話をし、安否確認ができない場合は利用者宅へ出動します。

<センサー検知範囲>



緊急通報装置はご家庭の電話回線に接続して使用します



緊急通報装置は、固定電話の回線を用いて、福祉ふれあいセンターへ通報したり、通話を行います。

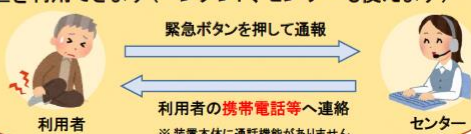
自宅に固定電話がない場合は

LTE回線型の緊急通報装置を利用できます



月額
1,356円(消費税込)

電波で通信を行うため、固定電話がなくても緊急通報装置を利用できます(ペンダント、センサーも使えます)



あわら市の地域自立支援

Net 119 緊急通報システム

聴覚や発語に障がいのある方が、スマートフォンや携帯電話のインターネット機能などを利用し、音声によらない119番通報ができるシステムです。チャット方式による簡単な操作で消防本部と文字会話が可能となり、利用者から直接119番通報して消防車や救急車の要請ができます。周りの人に代理通報を頼める音声読み上げ機能や、現場の写真を送る機能、GPSで位置情報を通報する機能などがあります。

対象者

- あわら市・坂井市に在住、または通学・通勤している方。
- 聴覚・言語機能に障がいがあり、音声電話による通報が困難な方
(身体障害者手帳が交付されている方のほか、音声電話による緊急通報が困難であると消防本部が認めた方)

申請から利用までの流れ

- ①「r.reihoku@net119.speecan.jp」に空メールを送信する。
- ②メールに記載された申請用URLから、利用申請をする。
- ③消防本部が申請内容を認可すると登録完了となり、ID/パスワードが記載されたメールが届きます。

備考

FAXやメールで緊急通報ができる「FAX・メール119通報システム」もあります。

【お問い合わせ先】

嶺北消防組合消防本部 通信指令課 電話 51-0119
FAX 51-0653
メール shirei@reihoku-fd.jp



あわら市の地域自立支援

食の自立支援事業（給食サービス）

定期的に配食サービスを実施するとともに、訪問の際、その安否を確認し、健康状態等に異常があった場合は関係機関への連絡等を行います。

対象者

在宅で単身世帯・高齢者のみの世帯に属し下記のいずれかにあてはまる人が対象です。

- 65歳以上で、介護保険の対象にはならないが、低栄養状態のおそれのある人
- 65歳以上で要支援・要介護状態、障がい、疾病等により調理が困難で、食に関連する支援が必要な人

内容

- ・ 毎週水曜日の昼食時に、配食ボランティアがお弁当を対象者の自宅へお届けします。
※水曜日が5回ある月は休みとなる週があります。
※お盆、年末年始、祝日により曜日を変更または休止する場合があります。
- ・ 11時から12時の間に配達をします。消費期限は当日12時30分です。
- ・ 弁当は対象者本人に直接お渡しします。配達時に対象者が不在の場合、担当ケアマネジャー等の緊急連絡先に連絡を行います。



弁当の一例



弁当の掛け紙は、
メッセージボランティアによる
手作りです。

あわら市の地域自立支援

申請から利用までの流れ

- ①地域包括支援センターまたは民生委員・児童委員までご相談ください。
- ②相談者（主に民生委員・児童委員）が、対象者の心身の状況について聞き取り調査（アセスメント）を行い、必要書類を市健康長寿課に提出します。
- ③調査結果に基づき、利用の可否について市が決定します。
- ④利用決定通知をお送りします。

◇必要書類

・食の自立支援事業利用申請書

※要介護認定のない方は健康チェックリストの提出も必要

自己負担額

■市民税課税世帯・・・５００円（１食当たり）

■市民税非課税世帯・・・２５０円（１食当たり）

※毎年６月末に課税、非課税世帯の見直しを行い、７月分より見直し後の自己負担額を適用します。

※利用料は、３か月ごとに口座振替でのお支払いとなります。

※前日１５時以降のキャンセル（前日が土日祝日の場合は前営業日の１７時１５分まで）及び消費期限までに弁当をお渡しできなかった場合は、キャンセル料（全額）が発生します。

【お問い合わせ先】

あわら市健康長寿課 高齢福祉グループ 電話 ７３－８０２２

あわら市健康長寿課 あわら地域包括支援センター 電話 ７３－８０４６

（委託）あわら市社会福祉協議会 地域支援係 電話 ７３－２２５３



弁当配達の様子

弁当の調理は
ボランティアグループによるものと、
調理業者によるものがあります。

あわら市の地域自立支援

生活・介護支援サポーター事業

生活・介護支援サポーターを養成し、地域住民で高齢者の生活を支え合う地域社会づくりを推進するとともに、活動に参加することによりサポーター自身の介護予防も促進します。

支援の対象者

あわら市在住の介護保険被保険者証を持っている高齢者等で、次のいずれかにあてはまる世帯に属する人が対象です。

- (1) 高齢者等のみの世帯
- (2) 他の世帯員の勤労等により、日中において高齢者等1人のみとなる世帯
- (3) 上記以外の、市長が特に必要と認めた世帯

※介護保険サービスを利用していない方も本事業の利用ができます。

内 容

○サポーターが行う支援活動は、次に掲げる活動等とします。

- (1) 利用者の安否確認
- (2) 健康状態の確認（声かけによる心身の活気、表情等の確認）
- (3) 環境整備（換気、室温、日当たりの調整等）
- (4) 相談援助並びに情報の収集及び提供
- (5) 日常生活行為における援助（生活消耗品の交換等の簡単な支援）
- (6) 病院受診時における同行支援
- (7) 外出における市乗合交通の往復利用支援（徒歩に限る）
- (8) 社会参加活動における通所事業等への同行支援（徒歩に限る）
- (9) 健康活動に関する身体接触行為を除く支援（散歩等）
- (10) 健康教室等通所事業の利用者の活動支援
- (11) 前各号のほか、市長が特に必要と認めた活動

※介護保険の給付の対象となるもの、介護予防・日常生活支援サービス事業の他サービス及び車椅子等移動補助具の操作を含む身体介助行為を除きます。

※生活・介護支援サポーター養成講座（あわらふくし塾）を全て受講し、市に登録をした方がサポーターとして支援活動を行っています。

○利用できるのは、平日8時30分から17時00分の間です（土日祝日を除く）。

○利用者1人あたり、1回1時間以内、1日に2回まで、1週間に4回までとします。

○活動場所は、利用者の自宅（施設は除く）とします。

あわら市の地域自立支援

申請から利用までの流れ

- ①市健康長寿課・地域包括支援センターまでご相談ください。
- ②申請書に基づき利用の可否を決定します。
- ③利用決定通知をお送りします。

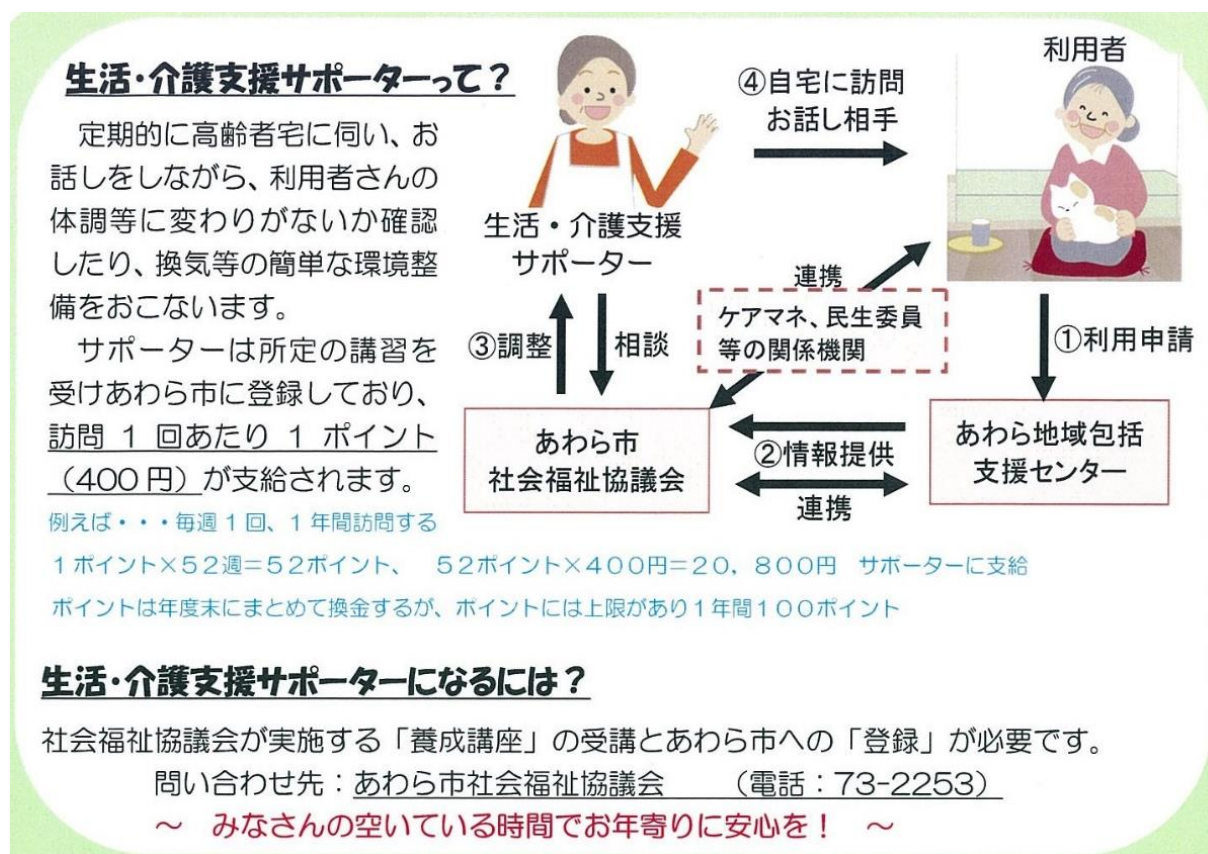
■必要書類 生活・介護支援サポーター事業利用申請書

自己負担額

無料

【お問い合わせ先】

あわら市健康長寿課 高齢福祉グループ 電話 73-8022
(委託) あわら市社会福祉協議会 生活支援係 電話 73-2253



あわら市の地域自立支援

認知症サポーター養成講座

認知症の人と家族への応援者である認知症サポーターを養成し、認知症になっても安心して暮らせるまちづくりを目指します。

対象者

養成講座を希望する一般市民、企業、団体等が対象です。

※市内に在住、在勤または在学する人で構成された５名以上の団体から開催できます。

内 容

認知症に対する正しい知識と具体的な対策方法等を市民に伝える「キャラバン・メイト」が講師となり、認知症の理解・認知症の予防・認知症の方との接し方などを講義で学びます。

時間は６０分～９０分です。

受講者にはテキストとオレンジカードを配布します。

認知症サポーターを養成する講座の講師依頼や調整、謝礼の支払いは、市健康長寿課が行います。

※会場使用料は自己負担です。

【お問い合わせ先】

あわら市健康長寿課 高齢福祉グループ 電話 ７３－８０２２



オレンジカードのサンプル



あわら市の地域自立支援

認知症初期集中支援チーム

認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けられるために、認知症の人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」を配置し、早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築することを目的としています。

対象者

40歳以上で在宅生活をしており、かつ認知症が疑われる方、又は認知症の方で以下の1、2のいずれかの基準に該当する方を訪問支援の対象者とします。

- 1 医療サービス、介護サービスを受けていない方、または中断している方で以下のいずれかに該当する方
 - (1) 認知症疾患の臨床診断を受けていない方
 - (2) 継続的な医療サービスを受けていない方
 - (3) 適切な介護保険サービスに結びついていない方
 - (4) 診断されたが介護サービスが中断している方
- 2 医療サービスや介護サービスを受けているが、認知症の行動、心理症状が顕著なため、介護者が対応に困っている方

相談方法

地域包括支援センターにて相談を受け付けています。

相談受付の際には、事業における訪問支援対象者の要件に当てはまるのかを確認します。

対応の流れ

- ①認知症初期集中支援チームは、認知症サポート医、保健師、社会福祉士で構成しています。
- ②主に保健師、社会福祉士が対象となる方のご自宅を訪問します。
- ③チームでご本人やご家族の状況に合わせた対応方法を検討し、病院受診やサービスの利用、ご家族の介護負担軽減などの初期支援を集中的に（およそ6か月間）行います。

【お問い合わせ先】

あわら市健康長寿課 あわら地域包括支援センター 電話 73-8046

あわら市の地域自立支援

福祉タクシー助成事業（チケット）

自動車を運転できない重度身体障がい者、重度知的障がい者、重度精神障がい者がタクシーを利用する際に使用できる、乗車券を交付します。

乗車券 1 枚につき 500 円を助成します。乗車券は、乗車料金を超えない範囲で、乗車 1 回ごとに複数枚利用できます。

対象者

- ①身体障害者手帳 1 級、2 級、3 級の人
- ②療育手帳 あわら市重症心身障害児（者）福祉手当支給要綱に該当する者
- ③精神障害者保健福祉手帳 1 級または 2 級の人

※市内に住所がある方が対象です。

※施設に入所している方も利用が可能です。

※ただし、自ら自動車を所有し、運転する人は対象になりません。

申請方法

毎年 4 月 1 日から受け付けを開始します。

下記の物をお持ちの上、市福祉課の窓口にお越しください。要件を確認の上、乗車券を交付します。ただし、土曜日、日曜日、祝日は交付できません。

- ・あわら市福祉タクシー乗車券交付申請書兼受領書
- ・身体障害者手帳・療育手帳・精神保健手帳

乗車券の交付枚数

対象者 1 人につき、年間 1 冊（36 枚つづり）を交付します。

年度途中に交付申請した場合は、月割りでの枚数を交付します。

申請月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
交付枚数	36 枚	33 枚	30 枚	27 枚	24 枚	21 枚	18 枚	15 枚	12 枚	9 枚	6 枚	3 枚

※乗車券の交付は、年度毎に 1 回に限ります。紛失した場合でも、再交付はできません。

乗車券の返納について

次のいずれかに該当したときは、未使用の乗車券を添えて返納届をご提出ください。

- ・利用者が死亡したとき
- ・障害の程度の変更により、対象者ではなくなったとき
- ・あわら市外へ転出したとき

あわら市の地域自立支援

利用できるタクシー会社等一覧

一般タクシー	
あわら観光株式会社	有限会社 温泉タクシー
株式会社 金津相互タクシー	ケイカン交通株式会社
三栄タクシー	有限会社 高橋タクシー
光タクシー	福井交通株式会社
福井タクシー株式会社	福井都タクシー株式会社
都タクシー株式会社	福井県タクシー協会に加盟している事業者

介護タクシー	
あいぼう介護タクシー	あおやま介護タクシー
あさひ介護タクシー	介護タクシー青い鳥
かもめ CareTaxi	社会福祉法人サンホーム
たかの介護タクシー	株式会社ハート&ハート
株式会社夕陽	福井県タクシー協会に加盟している事業者

※介護タクシーとは、ヘルパーの資格と併せて、普通第2種免許の資格を持つスタッフが送迎をするサービスです。車両への乗降時の介助、ベッドから車椅子への移乗、病院（受付）までの付き添い介助も行います。

※料金、距離制運賃、時間制運賃、運賃割引など詳細については、必ず事業所に問い合わせをして情報を確認してください。

【お問い合わせ先】

あわら市福祉課 福祉総務グループ 電話 73-8020

あわら市の地域自立支援

あわら市乗合タクシー（デマンドタクシー）

お近くの停留所から目的地近くの停留所まで、直接お出かけできるシステムです。簡単な登録でどなたでもご利用いただけます。

登録について

①登録申請書に必要事項を記入し、あわら市生活環境課へ提出してください。

※登録申請書は市生活環境課、芦原分室、市内の公民館にあります。

あわら市のホームページからもダウンロードできます。

②登録証を発行します。

運行について

■運行時間

8時から17時まで

※ただし、障がい者の通勤利用に限り、7時からの運行となります。

■当日の予約受付時間

8時から16時20分まで

■運行曜日

月曜日から土曜日（日曜日、祝日、年末年始12月29日から1月3日は運休）

利用方法

乗車する前に乗合タクシーの登録申請が必要です。

停留所等のご利用に関する詳細につきましては、生活環境課にお問い合わせください。

配車の予約は、予約センター0120-548-928へ電話してください。

あわら市の地域自立支援

利用料金および割引について

区分	1人で乗車	2人で乗車	3人以上で乗車
大人（一般）	600円	300円	200円
65歳以上の高齢者 小児（小学生） 身体障害者手帳・療育手帳・ 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方	400円	200円	100円

■割引について

- ・65歳以上で運転免許を自主返納された方等は、福井県公安委員会から発行される「申請による運転免許の取消通知書」または「運転経歴証明書」のコピーを生活環境課に提出すると、100円引きで利用できるようになります。
- ・JR定期券、京福バス定期券、えちぜん鉄道定期券の利用者は、定期券を乗車員に提示すると100円引きで利用できます。

※上記割引を重複して受けることは出来ません。

※3人以上で乗車の場合は、上記割引の適用外となります。

利用上の注意

- ・停留所以外での乗車／降車はできません。
（用事を済ませるため、一時下車して車両を待機させることもできません。）
- ・予約した時間までに停留所でお待ちください。
（予約時間を過ぎても乗車停留所にいない場合や連絡がつかない場合はキャンセルとなります。）
- ・予約をせず、到着した乗合タクシーに乗車することはできません。
- ・予約した内容に変更がある場合やキャンセルする場合はすぐに予約センターへお電話ください。
- ・1人でご予約した場合でも、他の人と乗り合うことがあります。
- ・状況によっては、ご希望に添えない場合がありますので、ご注意ください。

【お問い合わせ先】

あわら市生活環境課 生活グループ 電話 73-8017

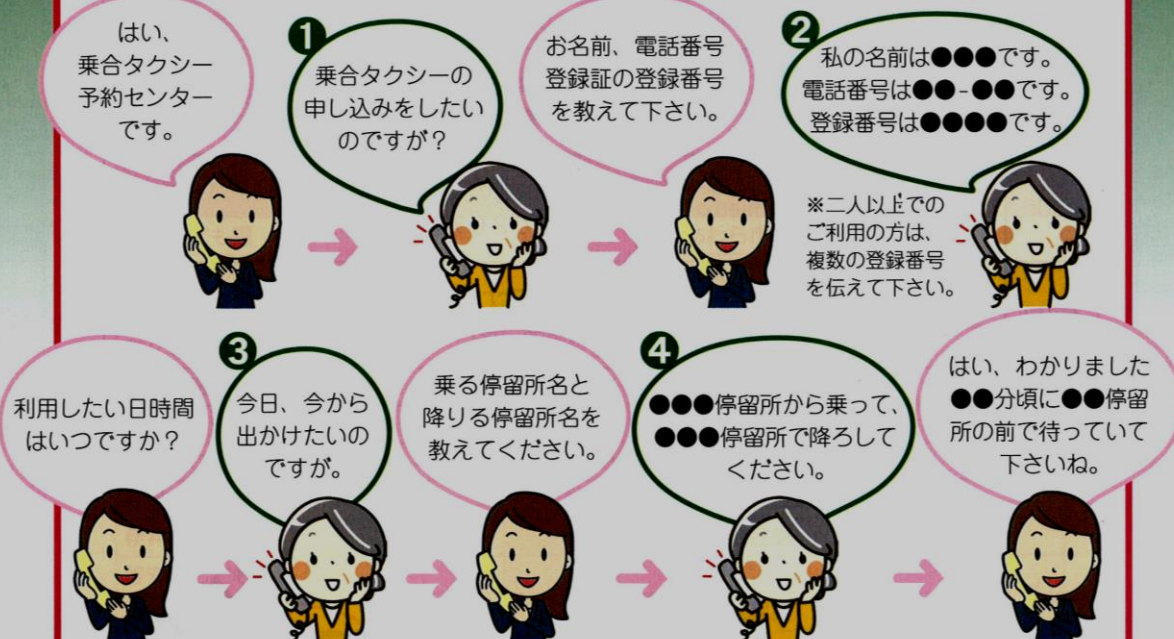
あわら市の地域自立支援

予約方法

乗車予定日の1週間前から1時間前まで受け付けます。
ただし、病院・医院・歯科・整骨（接骨）院からの予約に限り40分前まで受け付けます。当日の予約受付時間は午前8時から午後4時20分までです。

◆予約の仕方◆

予約センター^{こよやくには}電話番号 0120-548928（予約センター）へ電話します。



◆利用上の注意◆

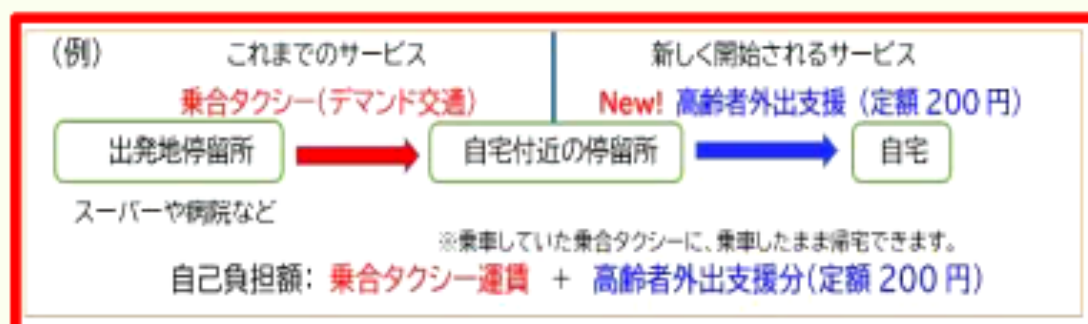
- ・ 停留所以外での乗車・降車はできません。
（用事を済ませるため、一時下車して車両を待機させることもできません。）
- ・ 予約した時間までに停留所でお待ちください。
（時間厳守をお願いします。予約時間を過ぎても乗車停留所にいない場合や連絡がつかない場合はキャンセルとなります。）
- ・ 予約をせず、到着した乗合タクシーに乗車することはできません。
- ・ 予約した内容に変更がある場合やキャンセルする場合はすぐに予約センターへお電話ください。
- ・ 一人でご予約した場合でも、他の人と乗合うことがあります。
- ・ 状況によっては、ご希望に添えない場合がありますので、ご注意ください。

あわら市の地域自立支援



乗合タクシー を利用した 新サービス(高齢者外出支援助成事業)

乗合タクシーの利用後、自宅の最寄りの停留所からご自宅付近までを
200円の自己負担でタクシーとしてご利用いただけます。



対象者

①から③の条件を満たす人

- ① 乗合タクシーの登録者
- ② あわら市に住所が有る75歳以上の人
- ③ 「運転免許証を返納した人」もしくは「運転免許証を取得したことがない人」

※「あわら市福祉タクシー利用料金助成事業」が利用可能な人は除く(併用はできません)。

(注意) 利用方法

- 申請後に助成券【月3枚、最大36枚綴】が交付されます。
(再発行不可)
- 乗合タクシー予約時に助成券を利用することを伝えます。
- 必ず運転手に自宅までの道を案内してください。
- 降車時、氏名を記入した助成券を運転手に渡し、200円を支払ってください。※乗合タクシー利用時以外は使えません。
- 自宅前の道路状況(道幅、行き止まり、積雪など)によっては、自宅付近での降車となります。タクシー運転手の判断に従ってください。

あわら市の地域自立支援

申請方法

申請書と運転免許を自主返納したことが分かる証明書（申請による運転免許の取消通知書か運転免許経歴証明書の写し）を、あわら市生活環境課へ持参または郵送で提出してください。

※乗合タクシーの申請で、すでに「運転免許返納済のシール」を乗合タクシー登録証に貼られている人は、申請書のみ提出してください。

よくあるご質問

Q 助成券を本人以外の家族などが使用することは可能ですか？

A 申請者本人以外の人には利用できません。販売や譲渡することも禁止しています。

Q 助成券に有効期限はありますか？

A 有効期限は、令和6年4月1日～令和7年3月31日までです。

Q 予約をしなくても、助成券を使えますか？

A 予約がない場合、この助成券は使用できません。利用する際は、必ず**予約センター(0120-548928)**で乗合タクシーの予約時に、助成券を利用し自宅まで乗車することを事前に伝えてください。また、自分以外に同乗者がいる場合も予約時に伝えてください。

Q 同じ地区のため最寄りの停留所が同一で、帰宅先が別々の人数名が利用した場合の支払いはどうなりますか？

A 最寄りの停留所から1人目の自宅までは、4人まで助成券1枚+200円で助成券利用者の自宅までは同乗可能です。同乗者の途中下車はできません。ただし、残りの同乗者が予約して助成券を使用する場合は、1人目の自宅から、さらに助成券1枚+200円で残りの同乗者の自宅まで行くことは可能です。

家族・近所の人と
一緒に使える！



買い物
帰りに便利！

あわら市役所 市民生活部 生活環境課
〒919-0692 福井県あわら市市姫三丁目1-1 TEL0776-73-8017

あわら市の地域自立支援

自動車改造費助成

重度身体障害者の社会参加の促進と介護者の負担軽減を図るため、自動車の改造する際に経費の一部を助成します。改造する前に必ずお問い合わせください。

対象者

あわら市に住所がある方で、上肢、下肢、体幹機能の障害により身体障害者手帳 1 ～ 2 級以上の交付を受けている方

※ただし、一定の所得以上の人は対象になりません。

対象経費

- ・ 重度身体障害者が自ら所有し、運転する自動車の操向装置および駆動装置などの改造に要する経費
- ・ 重度身体障害者（児）と同居する介護者が所有し、障害者の通院などのため使用する自動車を、容易に乗降できるよう改造する経費

助成限度額

上限 100,000円

申請に必要な物

- ・ 身体障害者手帳
- ・ 自動車改造費助成申請書
- ・ 運転免許証、車検証
- ・ 改造費見積書
- ・ 印鑑

【お問い合わせ先】

あわら市福祉課 福祉総務グループ 電話 7 3 - 8 0 2 0

あわら市の地域自立支援

ハートフル専用パーキング(身体障害者等用駐車場)利用証制度

歩行が困難な障害者や高齢者、けが人、妊産婦などが優先的に利用できる駐車スペースとして、公共施設やショッピングセンターなどの出入り口付近にハートフル専用パーキング(障害者用駐車場)が設けられています。利用を希望する人は、事前に申請し、利用証の交付を受ける必要があります。利用の際は、交付された利用証を車のルームミラーにつり下げるなどして提示してください。

対象者

- ・身体障害者

身体障害区分		等級
視覚障害		4級以上
聴覚障害	聴覚障害	該当なし
	平衡機能障害	5級以上
音声言語機能障害		該当なし
肢体不自由	上肢	2級以上
	下肢	6級以上
	体幹	5級以上
脳病変による運動機能障害	上肢機能	2級以上
	移動機能	6級以上
心臓、腎臓、肝臓、呼吸器、 膀胱・直腸、小腸の障害	心臓機能障害	4級以上
	腎臓機能障害	
	肝臓機能障害	
	呼吸器機能障害	
	膀胱直腸・小腸機能障害	
免疫機能障害		4級以上

- ・知的障害者 療育手帳の障害程度欄「A」
- ・介護保険の要介護状態区分「要介護1」以上
- ・難病患者 特定医療費(指定難病)受給者
- ・けが人 車椅子や杖などの使用期間
- ・妊産婦 母子手帳取得時～産後6カ月

あわら市の地域自立支援

申請に必要な書類

対象者	持参するもの
身体障害者	身体障害者手帳
知的障害者	療育手帳
高齢者	介護保険被保険者証
難病患者	特定医療費（指定難病）受給者証
けが人	身分証明書、診断書の写し
妊産婦	母子手帳

【お問い合わせ先】

坂井健康福祉センター 電話 7 3 - 0 6 2 2



あわら市のその他の事業

いきいきテラスいちひめ(市姫荘)のお風呂

高齢者等の健康維持・増進のため、入浴施設を運営しています。

対象者

- ① 60歳以上のあわら市民
- ② その他あわら市長が利用を認めた身体障害者

営業日時

毎週火・水・木・金 13時～15時

※年末年始・祝日及びメンテナンスのための休業を除く

※詳細は「広報あわら」(いきいきテラスいちひめ利用日)に掲載。

利用料

無料

送迎

芦原地区の利用者は、送迎ワゴンを利用することができます。

あわら湯のまち駅13時30分発 → いきいきテラスいちひめ13時40分着

いきいきテラスいちひめ14時40分発 → あわら湯のまち駅14時50分着

※送迎の途中乗車・途中下車は出来ません。

場 所

あわら市市姫2丁目31-6 いきいきテラスいちひめ(市姫荘)

備 考

浴場には固形石鹸と風呂おけ、浴用椅子が備え付けてあります。

タオルやシャンプーは、各自でご持参ください。

貴重品用のロッカーはありません。(貴重品の保管はできません。)

入浴中の見守りはありません。



【お問い合わせ先】

あわら市健康長寿課 高齢福祉グループ

電話 73-8022

(指定管理) あわら市社会福祉協議会 総務企画課

電話 73-2253

あわら市社会福祉協議会の事業

あわら市社会福祉協議会とは

社会福祉協議会は、社会福祉活動の推進を目的とした民間組織です。昭和26年（1951年）に制定された社会福祉事業法（現在の「社会福祉法」）に基づき、それぞれの都道府県、市区町村で設置されています。

社会福祉協議会は、地域に暮らす皆さまのほか、民生委員・児童委員、社会福祉施設・社会福祉法人等の社会福祉関係者、保健・医療・教育など関係機関の参加・協力のもと、地域の人びとが住み慣れたまちで安心して生活することのできる「福祉のまちづくり」の実現をめざしたさまざまな活動を行っています。

あわら市社会福祉協議会とは

あわら市社会福祉協議会は平成16年に芦原町社会福祉協議会と金津町社会福祉協議会が合併し誕生しました。本部に総務企画課、地域福祉課を置き、いきいきテラスいちひめ（老人福祉センター市姫荘）と金津雲雀ヶ丘寮の2つの施設をあわら市より指定管理を受けて運営しています。

事業内容

「認め合い 支え合い みんなが輝く福祉のまちづくり」を基本理念とし、誰もが安心して暮らし続けられる地域づくりのために住民一人ひとりが持てる力をつなぎ合わせ、みんなが輝きとともに生きる地域づくりを目指す「地域福祉活動計画」を策定しています。計画に基づき、次のページから紹介する地域福祉事業を行っています。



あわら市社会福祉協議会の事業

ひばりヶ丘ステーション（福祉有償運送）

対象者

あわら市・坂井市在住の方で、公共交通機関を単独で利用することが困難であり、他からの移送支援が得られない方（原則）が対象です。

- ①介護保険法第19条にいう「要介護認定者」または「要支援認定者」
- ②身体障害者福祉法第4条にいう「身体障害者」
- ③その他肢体不自由、内部障害（人工透析含む）、知的障害者、精神障害者、他の障害（発達障害、学習障害を含む）を有する方等

内 容

- ・運 行 日 国民の休日、年末年始を除く毎週月曜日から金曜日まで
 - ・運行時間 9時から17時
 - ・運行範囲 ひばりヶ丘ステーション(金津雲雀ヶ丘寮)から40km以内の区域
 - ・運 行 先 病院、銀行、郵便局、市役所、ショッピングセンターなど
- ※車いす、リクライニング車いす対応可。
※利用には事前予約が必要です。

申請からサービス利用までの流れ

- ①まずはひばりヶ丘ステーションまでご相談ください。
- ②会員登録票の提出と会員登録料2,500円の納付を行い、利用契約を締結します。

利用料

下記費用を合算したものが利用料となります。

- ・基本料金
走行距離1kmにつき130円
※走行距離は、金津雲雀ヶ丘寮（出庫）→利用者宅→目的地→金津雲雀ヶ丘寮（入庫）までのルートで計算します。
- ・待機料金
30分まで300円（待機を希望される方のみ）

【お問い合わせ先】

ひばりヶ丘ステーション（金津雲雀ヶ丘寮） 電話 73-0144



あわら市社会福祉協議会の事業

ボランティアセンター

ボランティアに関するさまざまな相談・情報提供を行い、活動している個人や団体の支援を行っています。

活動中の事故などを補償するためのボランティア活動保険の加入手続を行ったり、ボランティア養成講座などを開催したり、ボランティア活動が活発になるように努めています。

また、災害が発生した際にはボランティア活動を円滑に進めるための拠点として災害ボランティアセンターを設置します。

事業内容

①ボランティア活動の支援

ボランティアに関する相談や情報提供を行います。

ボランティア活動例 手話、点訳、音訳、古切手収集、絵本の読み聞かせ、給食サービスの調理、配達、お弁当のメッセージ作成
福祉施設利用者に向けた年賀状や暑中見舞いハガキの作成や傾聴、折り紙 など

②ボランティア保険の加入手続き

ボランティア活動中のケガや事故に対して補償する保険です。

金額は保険のプランや種類によって異なります。

③ボランティアの養成

ボランティア養成講座を行うほか、ボランティア団体が独自で行う講座を支援します。

【お問い合わせ先】

あわら市社会福祉協議会 地域支援係 電話 7 3 - 2 2 5 3



ボランティア「ふみの会」(暑中見舞い作成)

あわら市社会福祉協議会の事業

心配ごと相談・無料法律相談

対象者

あわら市民

内 容

■心配ごと相談

- ・ 普段の生活に関する心配ごとを相談できる「よろず相談窓口」です。
- ・ あわら市社会福祉協議会の担当職員が相談対応を行います。
- ・ 平日9時から17時まで、いきいきテラスいちひめ（市姫荘）で相談ができます。
- ・ 相談には予約が必要です。

■無料法律相談

- ・ 福井弁護士会から紹介された弁護士に、法律上の問題について相談ができます。
- ・ 相談は予約制で、1人20分間です。
- ・ 毎月1回、偶数月は月曜日、奇数月は水曜日に、それぞれ13時から16時まで、いきいきテラスいちひめ（市姫荘）と湯のまち公民館で交互に開催します。
- ・ 開催日程・会場は、「広報あわら」や社協だより「ひだまり」に掲載します。

利用方法

事前に予約が必要です。

下記お問い合わせ先まで、電話にてお申し込みください。

利用料

無料

【お問い合わせ先】

あわら市社会福祉協議会 生活支援係 電話73-2253



あわら市社会福祉協議会の事業

生活困窮者自立相談支援事業・家計改善支援事業

生活困窮者自立支援法に基づき、さまざまな理由により生活上の困りごとを抱えている方に寄り添い、一緒に考え、自立に向けた支援をします。

対象者

- ・生活に困窮している方
- ・なかなか定職に就けない方
- ・上手く家計のやりくりができない方 等

内 容

収入が不安定である、家計のやりくりができない、家族間の問題を抱えている、定職になかなか就けないなど、生活の様々な不安や困りごとを抱えている人に対して包括的・継続的・個別的に支援します。

また、家計状況を「家計計画表」等にまとめ、家計運営の視点から必要な情報提供や専門的な助言・提案を行い、家計改善に向けた支援を行います。

申請からサービス利用までの流れ

- ①市社会福祉協議会までご相談ください。
- ②支援員が個別に相談を受けて、どのような方法で改善できるか一緒に考えます。
- ③支援プランを作成し、寄り添いながら自立に向けた支援をします。
- ④必要に応じて、家庭訪問や関係機関への同行支援をします。

【お問い合わせ先】

あわら市社会福祉協議会 生活支援係 電話 7 3 - 2 2 5 3

あわら市社会福祉協議会の事業

日常生活自立支援事業（福祉サービス利用援助事業）

認知症、知的障がい、精神障がい等のため判断能力に不安がある方が、住み慣れた地域で自立して生活できるよう、福祉サービスの利用手続きや日常的な金銭管理等の支援を行います。

対象者

認知症、知的障がい、精神障がい等により判断能力が不十分な方が対象です。
※本人にこのサービスを利用する意思があり、契約の内容を理解できる方が利用できます。

サービス内容

契約に基づく支援計画に沿って、福祉サービス利用の申し込み、契約手続き、日常的なお金の出し入れ、預金通帳の預かり等の支援を行います。

■主な援助内容

- ・福祉サービスの利用援助
- ・苦情解決制度の援助
- ・住宅改造、居住家屋の賃借、日常生活上の消費契約及び住民票の届出等の行政手続きに関する援助
- ・預金の払い戻し、預金の預け入れ、預金の解約の手続き等
- ・利用者の日常生活費の管理（日常的な金銭管理）
- ・定期的な訪問による生活変化の察知

※身体的介護、介助は行いません。

申し込みからサービス利用までの流れ

- ①市社会福祉協議会までご相談ください。
- ②専門員が自宅や施設、病院などへご相談に伺います。
- ③お困りのことを一緒に考え、支援計画を作ります。
- ④利用者と福井県社会福祉協議会とあわら市社会福祉協議会との間で利用契約を結びます。
- ⑤支援計画に沿って生活支援員が訪問し、福祉サービスの利用手続きや預金の出し入れをサポートします。

自己負担額

契約前の相談や支援計画の作成などにかかる費用は無料ですが、契約後の利用は料金がかかります。

■1回1時間以内の訪問 1,200円（1時間を超える場合は30分ごとに600円）

■金融機関の貸金庫を利用して書類等を預かる場合 500円／月

【お問い合わせ先】

あわら市社会福祉協議会 生活支援係 電話 73-2253



あわらし社会福祉協議会の事業

成年後見センター

成年後見制度とは、認知症、知的障害、精神障害等によって判断能力が不十分な方について、本人の権利を守る援助者（成年後見人）を選ぶことで、本人を法律的に支援する制度です。

あわらし社会福祉協議会では法人が成年後見人等になり、親族等が個人で選任された場合と同様に、判断能力が不十分な人の保護・支援を行っています。

対象者

認知症、知的障害、精神障害等により判断能力が低下した方が対象です。

事業内容

成年後見センターを運営しているあわらし社会福祉協議会が、家庭裁判所から「成年後見人」に選任され、本人の支援を行います。

■業務内容

- ・法人後見の受任
- ・成年後見制度に関する相談・支援
- ・成年後見制度の広報・啓発
- ・市民後見人・法人後見支援員の養成及び研修
- ・関係機関との連携

■運営体制

市社会福祉協議会に成年後見センターの事務局を設置し、事業を行っています。

また、弁護士、司法書士、社会福祉士、行政、民生委員・児童委員、県社会福祉協議会等の関係者で「法人後見運営委員会」を組織し、事業の透明性や公平性、専門性を図っています。

申請からサービス利用までの流れ

- ①市社会福祉協議会までご相談ください。
- ②法人後見運営委員会で申立について審査を行います。
- ③家庭裁判所へ書類を提出し、受理面談を行います。
- ④家庭裁判所より選任を受けます。
- ⑤支援を開始します。

自己負担額

相談は無料です。

申立てに必要な収入印紙代や登記手数料等は自己負担となります。（条件により費用の補助を受けられることがあります）

また、後見人への報酬は、家庭裁判所が本人の収入など支払い能力に応じて決定します。

【お問い合わせ先】

あわらし社会福祉協議会 生活支援係 電話 7 3 - 2 2 5 3

あわら市社会福祉協議会の事業

生活福祉資金貸付事業

所得の少ない世帯、障害者や介護を必要とする高齢者のいる世帯に対して資金の貸付と必要な相談支援を行うことにより、その世帯の生活の安定と経済的自立を図ることを目的とした貸付制度です。

対象者

市内在住（居住地と住民票が同一）の低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯が対象です。

内 容

貸付には具体的な使用目的が必要で、資金の種類ごとに条件や基準等を満たす必要があります。詳細は市社会福祉協議会までお問い合わせください。

■資金の種類

- ・総合支援資金（生活支援費、住宅入居費、一時生活再建費）
 - ・福祉資金（福祉費、緊急小口資金）
 - ・教育支援資金（教育支援費、就学支援費）
 - ・不動産担保型生活資金（不動産担保型生活資金、要保護世帯向け不動産担保型生活資金）
- ※またこの他に、緊急に支援が必要な方に対し、当面の生活に必要な経費や医療費、食糧等の給付も条件に応じて行っています。

■貸付条件

- ・個人ではなく世帯に対して貸付します。申請者は世帯主（生計中心者）になります。
- ・民生委員の相談支援が必要となります。
- ・生活困窮者自立相談支援制度の利用が必要となる場合があります。
- ・他の貸付制度が優先されます。
- ・既に購入、注文済みや支払済みの経費は対象となりません。

■連帯保証人

原則として連帯保証人が必要となります。連帯保証人が立てられない場合でも申込みをすることができますが、利子が加算されます。また、本事業を利用している方は、連帯保証人になることはできません。

申請から利用までの流れ

- ①市社会福祉協議会または民生委員・児童委員にご相談ください。
- ②必要な申請書類等を提出後、福井県社会福祉協議会が貸付の審査、決定を行います。
- ③貸付決定となった場合は、福井県社会福祉協議会に借用書を提出後に貸付金を交付します。
- ④据置期間後、返済計画に基づき返済開始になります。
- ⑤返済完了後、借用書をお返しします。

【お問い合わせ先】

あわら市社会福祉協議会 生活支援係 電話 7 3 - 2 2 5 3

あわらし市社会福祉協議会の事業

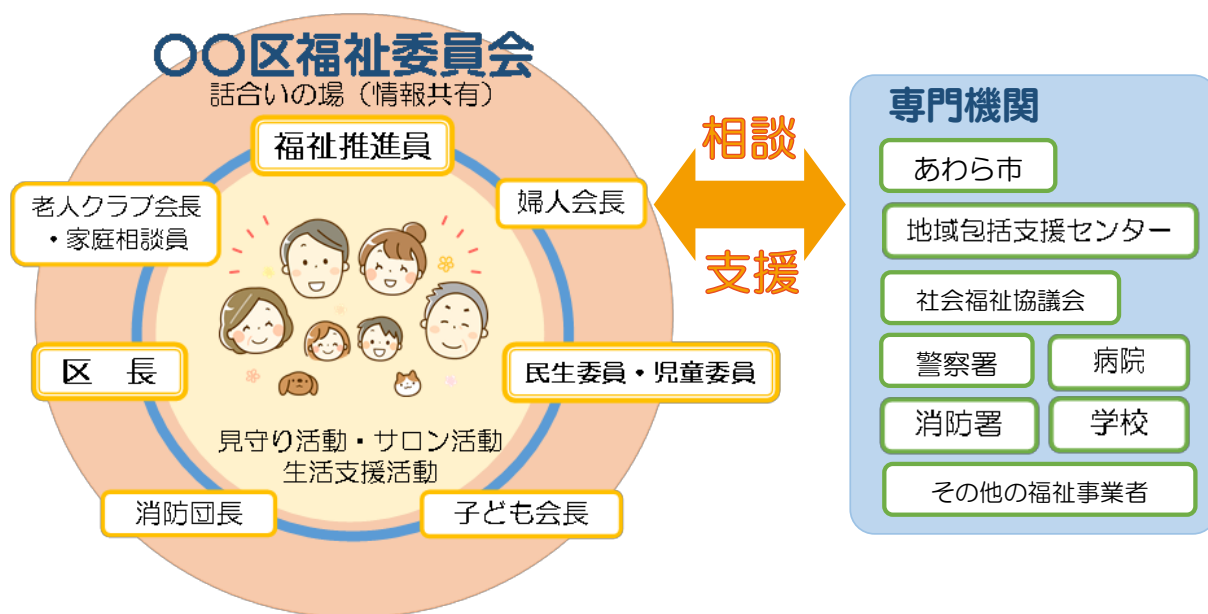
福祉委員会

市社会福祉協議会では、地域での福祉活動や、支援体制づくりの組織化、ネットワークづくりを支援しています。住民同士の連携を深める組織「福祉委員会」を設置・活動する行政区に対して、助成や活動支援を行っています。令和6年10月1日現在、市内129行政区中39行政区で福祉委員会が立ち上がっています。

事業内容

区長、民生委員・児童委員、福祉推進員を必ず入れた5人以上（40世帯以下の行政区は3人以上）で構成する福祉委員会を設置し、住民が主体となって活動を行います。サロンなどの居場所づくりや心配な方の見守り、福祉マップを活用した見守り活動、ゴミ出しなどの生活支援活動のほか、災害発生時の要援護者への支援体制づくり、図上避難訓練「見守り防災マップづくり」など、委員会ごとに独自の福祉活動を行っています。

福祉委員会活動の中で支援が必要なケースを発見した場合に専門機関への相談へとつなげる、逆に専門機関側から福祉委員会側へ見守りや支援を依頼するといった、地域と専門機関とが相互に協力し合うセーフティネットの一つになることをイメージしています。



あわらし市社会福祉協議会の事業

福祉委員会を立ち上げている行政区（令和6年10月1日現在、立ち上げ年度を記載）

温泉地区 3区／5区	
舟津温泉区	平成26年度～
東温泉区	令和5年度～
西温泉区	平成26年度～
山方里方地区 2区／15区	
舟津区	平成29年度～
二面区	令和元年度～
本荘地区 2区／13区	
御鷹区	令和5年度～
中番区	平成29年度～
新郷地区 2区／6区	
河水苑区	平成29年度～
中浜区	平成27年度～
北潟地区 2区／5区	
北潟東区	平成30年度～
富津区	平成30年度～
波松地区 2区／5区	
波松区	平成29年度～
番堂野区	平成28年度～

金津地区 10区／26区	
新区	平成26年度～
古区	平成25年度～
東区	平成26年度～
六日区	令和5年度～
旭区	平成25年度～
坂ノ下区	令和6年度～
中央区	平成27年度～
北稲越区	平成26年度～
向ヶ丘区	令和6年度～
桜ヶ丘区	平成25年度～
伊井地区 3区／9区	
伊井区	平成27年度～
菅野区	令和元年度～
池口区	令和元年度～
坪江地区 3区／17区	
北区	平成25年度～
熊坂区	平成25年度～
名泉郷区	平成26年度～
劔岳地区 2区／7区	
東山区	平成28年度～
後山区	平成28年度～
細呂木地区 6区／19区	
山室区	令和元年度～
高塚区	平成28年度～
山西方寺区	平成29年度～
柿原区	平成27年度～
指中区	令和4年度～
沢区	平成28年度～
吉崎地区 2区／2区	
吉崎1区	平成27年度～
吉崎2区	平成27年度～

※隣りあう区同士が共同で福祉委員会を立ち上げているところがあります。

※休止中の福祉委員会があります。



生活支援活動（高齢者宅草刈り）



サロン活動（ミュージックケア）

あわら市社会福祉協議会の事業

助成額

福祉委員会活動を行う行政区等に対し、下記の助成事業を設けています。

①福祉委員会スタート事業

福祉委員会をこれから立ち上げる行政区が対象です。

活動内容や行政区の世帯数によって助成額がかわります。助成率は100%です。

世帯数	助成上限額		
	福祉委員会の 立ち上げ	見守り防災マップ	福祉委員会 ＋見守り防災マップ
～50戸	30,000円	10,000円	40,000円
51～100戸	35,000円	10,000円	45,000円
101～150戸	40,000円	10,000円	50,000円
151～200戸	45,000円	10,000円	55,000円
201戸～	50,000円	10,000円	60,000円

②福祉委員会活動強化事業

福祉委員会スタート事業を終了した行政区が対象です。

活動内容や行政区の世帯数によって助成額がかわります。助成率は100%です。

世帯数	助成上限額			
	①サロン	②見守り 防災マップ	③ごみ出し支援	①～③ すべて活動
～50戸	30,000円	10,000円	9,000円	49,000円
51～100戸	35,000円	10,000円	12,000円	57,000円
101～150戸	40,000円	10,000円	15,000円	65,000円
151～200戸	45,000円	10,000円	18,000円	73,000円
201戸～	50,000円	10,000円	21,000円	81,000円

③通所型介護予防（住民主体型）事業

サロン活動や生活支援活動を行う行政区や団体が対象です。

- ・サロン活動 開催回数×5,000円（上限120,000円）
- ・生活支援活動 100,000円（上限額）

※助成の条件や対象経費は事業によって異なります。

【お問い合わせ先】

あわら市社会福祉協議会 地域支援係 電話73-2253

あわらし社会福祉協議会の事業

福祉推進員

市社会福祉協議会では、各行政区で見守り活動を担う「福祉推進員」を区長から推薦を受け、委嘱しています。

役 割

福祉推進員は、誰もが住み慣れた地域で、安心して暮らすことができるよう、見守りが必要な人や家庭の「困った」にいち早く気づき、民生委員・児童委員や市社会福祉協議会などの関係機関につなぐアンテナ役です。

また、区長や民生委員・児童委員と協働して、区の福祉問題に取り組む体制を作っていく役割も担っています。

活動内容

- ①日頃の見守り活動から福祉問題を早期に発見
- ②福祉問題を発見した場合は区長や民生委員・児童委員等の関係者と協力・連携
- ③区の福祉活動や社会福祉協議会の事業に参加・協力
- ④活動に関する講座や交流会への参加

【お問い合わせ先】

あわらし社会福祉協議会 地域支援係 電話 7 3 - 2 2 5 3



あわら市の老人クラブ

老人クラブとは

老人クラブは地域を基盤とする高齢者の自主組織です。仲間づくり、生きがい・健康づくりを通じて、「生活を豊かにする楽しい活動」や、知識や経験を生かして、地域の諸団体と共同し、「地域を豊かにする社会活動」に取り組んでいます。

また、老人クラブは、相互の連絡調整や協働した活動を実施するために、市区町村、都道府県・指定都市、全国の各段階に、それぞれ連合会を組織しています。

老人クラブの歴史

戦後荒廃した社会において、“老後の幸せは自らの手で開こう”とする先覚者たちが、老後に不安を感じている老友や、老後の問題に関心を寄せる人々に呼びかけ、全国各地で次々に老人クラブを結成していきました。



総会の様子



樹木消毒ボランティアの様子

あわら市の老人クラブ

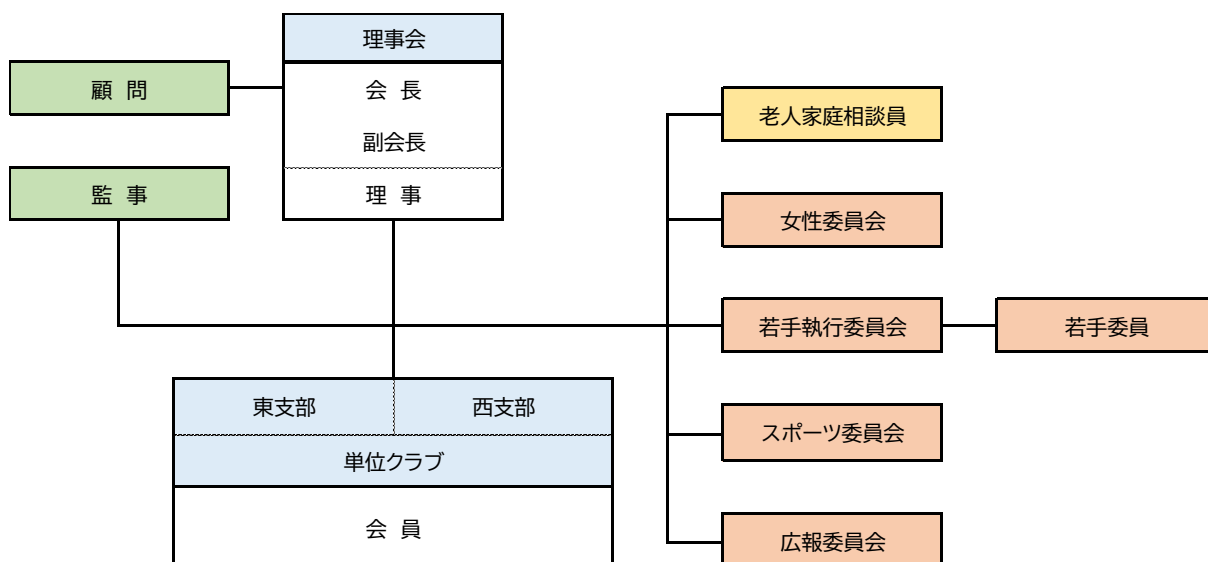
あわら市老人クラブ連合会の組織体制

あわら市老人クラブ連合会は、いくつかの行政区がまとまり運営されている50の単位老人クラブ(令和6年4月1日現在)で構成された組織です。旧町単位の組織として、西支部(旧芦原町)と東支部(旧金津町)があります。

あわら市老人クラブ連合会は、全ての単位老人クラブ会長が集まる総会をはじめ、理事会、監事会、スポーツ委員会、若手委員会、女性委員会などにより運営され、事務局は市社会福祉協議会が担当しています。

単位老人クラブには、福井県知事から委嘱を受け、見守り活動を行う「老人家庭相談員」が1名設置されています。

組織図



会員

- おおむね60歳以上の方を対象としています。
- 会員数は2,367名です。(令和5年4月1日現在)

入会

- お住まいの地域の単位老人クラブに加入できます。
- 加入方法は単位老人クラブによって異なりますので、単位老人クラブの役員やあわら市老人クラブ連合会事務局へお問い合わせください。

あわら市の老人クラブ

西支部(旧芦原地区)の単位老人クラブ

単位老人クラブ名	行政区
舟津温泉寿会	舟津温泉
二面温泉第1 生きいき寿会	二面温泉
二面温泉第2 生きいき寿会	
田中温泉寿会	田中温泉
東温泉清寿会	東温泉
舟津寿会	舟津
二面福寿会	二面
国影松寿会	国影、新成
里方第1寿会	番田
田中々寿会	田中々
中番長寿会	中番
下番・玉木 シニアクラブ	下番、玉木

単位老人クラブ名	行政区
新郷第1老人会	河間、河水苑、 北本堂、角屋
新郷第2老人会	宮前公文、中浜
北潟東第1福寿会	北潟東、富津
北潟東第2福寿会	
北潟東第3福寿会	
北潟西第1福寿会	北潟西、赤尾
北潟西第2福寿会	
浜坂老人会	浜坂
波松第1南老人会	波松
波松第2北老人会	
4区福寿会	城、城新田、 番堂野、十三

※老人クラブがない行政区にお住まいの方で、加入をご検討の方は、
事務局(あわら市社会福祉協議会 7 3 - 2 2 5 3)までお問い合わせください。

あわら市の老人クラブ

東支部(旧金津地区)の単位老人クラブ

単位老人クラブ名	行政区
金津第 1 老人クラブ	新
金津第 2 "	東、北稲越
金津第 3 "	六日
金津第 5 "	古
金津第 7 "	上八日、八日、 下八日
すこやか第8クラブ	十日、脇出、春日、 中央
みやび会	天王、水口
金津第 10 老人クラブ	旭、新富
金津第 11 "	高塚
金津第 12 "	山室
金津第 13 "	稲荷山、若葉台、 新みどり区
伊井第 3 "	古屋石塚、桑原

単位老人クラブ名	行政区
坪江第 1 老人クラブ	東田中、瓜生、 南疋田、北疋田、 次郎丸
坪江第 2 "	中川
坪江第 3 "	御簾尾、北野、北、 前谷、上野
坪江第 5 "	熊坂、下金屋
坪江第 6 "	畝市野々、牛ノ谷
坪江第 7 "	名泉郷
劔岳南部 "	東山、後山
劔岳北部 "	清滝、鎌谷、桐、 権世、権世市野々
細呂木第 1 "	細呂木、橋屋
細呂木第 3 "	指中、沢
細呂木第 4 "	滝、細呂木駅前
細呂木第 5 "	青ノ木、宮谷
細呂木第 6 "	山西方寺、柿原、 嫁威
細呂木第 7 "	山十楽、日の出、 清王
吉崎つくしの会	吉崎 1 区、吉崎 2 区

※老人クラブがない行政区にお住まいの方で、加入をご検討の方は、
事務局(あわら市社会福祉協議会 7 3 - 2 2 5 3)までお問い合わせください。

あわら市の老人クラブ

あわら市老人クラブ連合会の活動（事業）

あわら市老人クラブ連合会は、所属する単位老人クラブ全体の活動として、様々な事業を行っています。

主な活動

①スポーツ振興事業

- ・スポーツ大会をはじめ、公式ワナゲやグラウンド・ゴルフ等の大会を開催しています。
- ・公式ワナゲやグラウンド・ゴルフ等のニュースポーツに取り組む単位老人クラブに対して助成をしています。

スポーツ大会



公式ワナゲ大会



②研修会・講座

- ・指導者研修会や女性委員会研修会、若手委員会研修会、老人家庭相談員研修会などのクラブ会長や委員ごとの研修会を開催しています。
- ・その他にも健康増進や生きがいづくりを目的とした講座などを実施しています。

老人家庭相談員研修会



女性委員会お楽しみ交流会



あわら市の老人クラブ

③趣味クラブ活動

いきいきテラスいちひめ(市姫荘)や湯のまち公民館などで、カラオケや民踊、囲碁、ゲートボールなど、7つの趣味クラブが活動を行っています。



囲碁クラブ



民踊クラブ

団 体 名	回 数	活 動 場 所
芦原グラウンド・ゴルフ協会	毎 週 月・木曜日	国影グラウンド
あわら市囲碁愛好会	毎 週 木曜日	いきいきテラス いちひめ(市姫荘)
芦原水仙カラオケクラブ	夏季：毎 週 土曜日 冬季：毎 週 月曜日	湯のまち公民館
金津老人会カラオケ倶楽部	毎 月 第1・3月曜日	いきいきテラス いちひめ(市姫荘)
民踊クラブ水仙会	毎 月 第1・3月曜日	いきいきテラス いちひめ(市姫荘)
西部民踊クラブ	毎 月 第1・3火曜日	湯のまち公民館
あわら市ゲートボール協会	毎 月 1～2回	トリムパークかなづ

④友愛活動

老人家庭相談員による一人暮らしや療養中の会員の見守り活動を行っています。また、年末には在宅で療養している会員とその家族へ慰問品を配付しています。

⑤その他の活動

いきいきテラスいちひめ(市姫荘)や芦原小学校の樹木消毒、いきいきテラスいちひめの大掃除等の奉仕活動を行っています。

【お問い合わせ先】

あわら市老人クラブ連合会事務局 (あわら市社会福祉協議会内) 電話 7 3 - 2 2 5 3

あわら市の老人クラブ

仲間(会員)募集！



老人クラブでは、お話ししたり一緒に活動する仲間(会員)を募集しています。

あわら市にお住まいで、**おおむね60歳以上**の方が入会できます。興味のある方や入会を希望される方は、お住まいの地域(区)の老人クラブ会長、または事務局へお問合せください。

会員になると、いいことがいっぱい！

①地域に新しい仲間ができる！

さまざまな活動に参加し、出会いや交流が生まれます。

②健康の保持・増進になる！

趣味・スポーツ活動、研修会を通して健康増進につながります。

③知識や経験を生かし、新しい能力の発揮ができる！

知識や経験を生かす機会が増え、新しい能力を発見・発揮し、自己実現につながります。

④社会活動への参画と貢献ができる！

ボランティア活動等によってまちづくり、福祉活動に貢献できます。

⑤心の安らぎ、充実感が得られる！

仲間とのコミュニケーションによる孤独感の解消、老人クラブ活動の実践による達成感や満足感が得られます。

のばそう！健康寿命 担おう！地域づくりを

あわら市老人クラブ連合会

一緒に活動
しませんか

あわら市の老人クラブ

老人クラブってどんな活動してるの？

～主な活動～

- スポーツ大会
- グラウンドゴルフ大会
- ゲートボール大会
- 囲碁大会
- フレイル予防活動支援事業
- 指導者研修会・老人家庭相談員研修会
- 公式ワナゲ練習会・大会
- 趣味クラブ活動(カラオケ、民謡、グラウンドゴルフ、ゲートボール、囲碁)
- ニュースポーツ活動推進
- 女性委員会・若手委員会研修会
- 在宅寝たきり老人、同介護者お見舞い活動
- 友愛活動・老人家庭相談員訪問活動 など

フレイル予防活動支援事業(健康教室)

自ら生きがいを創造し、より豊かな生活を送るため、研修会や簡単に自宅でできる健康体操教室を開いています。初めての方もお気軽にご参加ください。



健康づくり活動

活動紹介

女性委員・若手委員研修会

委員会が中心となり、会員同士が気軽に情報交換しながら交流を図って親睦を深めています。また、日常生活に活用できる知識を学ぶ研修を行っています。



いきがい活動

社会貢献

それぞれの地域(区)の老人クラブでは、「健康」・「友愛」・「奉仕」の三大運動の推進を図り、地域づくりなどの奉仕活動を行っています。社会に貢献し充実感や達成感を得ることができるのが、老人クラブの特徴です。



奉仕活動

私たちと一緒に
楽しい活動をしましょう！



あわら市老人クラブ連合会役員の皆さん

老人クラブは、市の老人クラブの活動だけでなく、地域の老人クラブ(老人会、寿会等)でも様々な活動を行っています。

連絡先 あわら市老人クラブ連合会
広報委員会
住 所 あわら市市姫2丁目31番6号
電 話 0776-73-2253
F A X 0776-73-4542

あわら市シルバー人材センター

シルバー人材センターとは

- ◎ シルバー人材センターは、高齢者に働く機会を提供し、高齢者の生きがいの充実や生活の安定、地域社会の発展や現役世代の下支えなどを推進することを目指しています。
- ◎ シルバー人材センターは、企業、家庭、官公庁などから業務を受注し、高齢者に働く場を提供しています。
- ◎ シルバー人材センターは、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づき、県知事の許可により設立された公益的な団体です。

仕事を依頼したい

- 1 お申し込みは、お電話・センター窓口・ホームページで承っています。
初めてのご利用の時に、お客様の情報を登録します。
申 込 先 電話 97-6088
受付時間 8時30分から17時15分まで（土・日曜日、祝日、年末年始を除く）
ホームページ <https://webc.sjc.ne.jp/awara/index>
- 2 お仕事の内容、条件等をお伝えください（日程、期間、時間帯等）。
仕事の内容により現場確認をさせていただきます（危険な作業ではないか、請負・委任契約か派遣契約か等）。必要な場合は、概算見積りをします（無料）。
■利用料金■
【家事支援の場合】1時間当たり 1,075円（令和5年度単価）
延長料金は15分毎に追加料金がかかります（1時間料金×0.25時間 269円加算・円未満四捨五入）。交通費（車代）は、買い物等の依頼内容によって100円が加算されます。
※仕事の内容により、料金が違いますので、お問い合わせください。
※最低賃金の改定により、利用料金の変更があります。
- 3 ご依頼の内容、条件で作業できる会員を探します。
会員が見つかりましたら、お客様とセンターで契約を締結し、作業日程等の連絡をいたします。
- 4 会員が依頼された内容を遂行します。
依頼作業完了後、会員が持参する履行確認書に作業完了確認のサイン、または押印をしてください。

あわら市シルバー人材センター

5 作業完了後、履行確認書に基づき、請求書を送付いたします。

お支払いは、記載されている期限までに、事務所窓口にご持参いただくか、請求書に添付しています振込用紙にてお近くの金融機関でお振込み下さい。

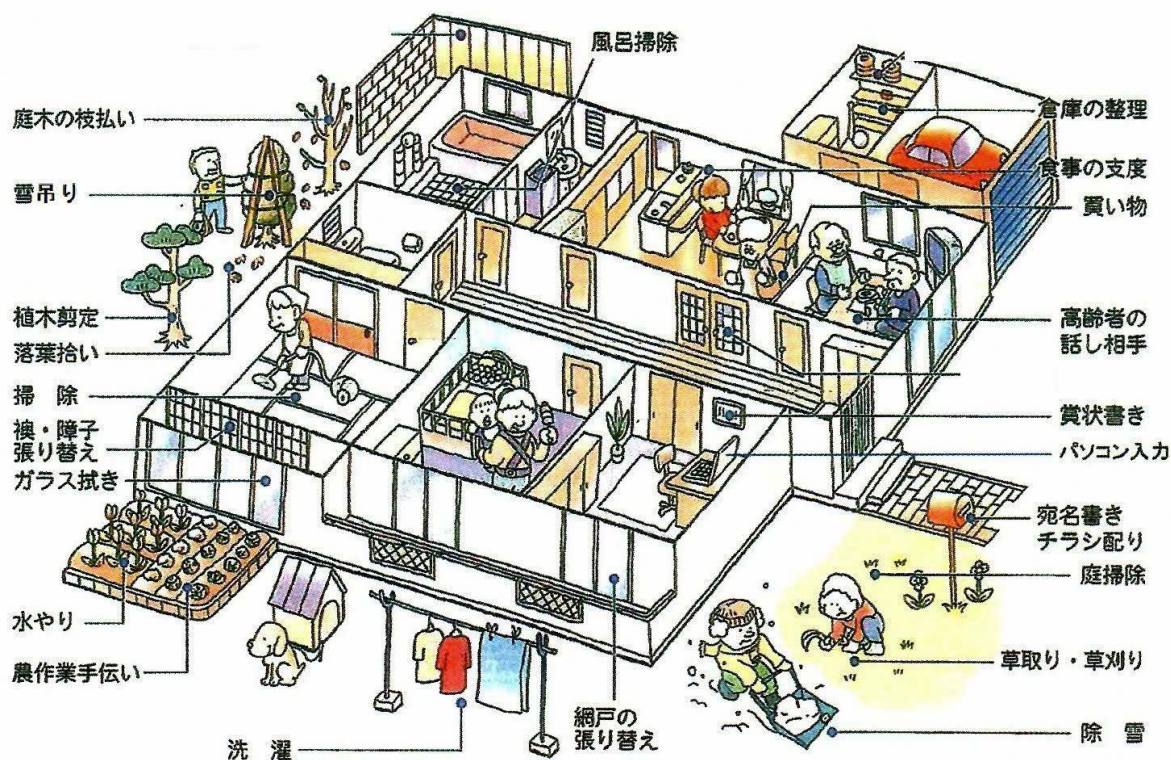
※振込手数料は、お客様のご負担となりますのでご了承下さい。

※原則月末締め、翌月10日支払い。

※請求金額が50,000円以下の場合は、コンビニエンスストアにてお支払いができるハガキサイズの請求書が届きます。別途振込手数料171円がかかります。

※状況に応じて、集金させていただくことも可能ですのでご相談ください。

依頼内容例



【お問い合わせ先】

公益社団法人あわら市シルバー人材センター

住所 あわら市国影13-13 あわら市複合福祉施設2階

電話 97-6088

FAX 97-6355

メールアドレス awara@sjc.ne.jp

介護保険事業

あわら市の介護保険サービス事業者一覧

【お問い合わせ先】

坂井地区広域連合

介護保険課

電話 9 1-3 3 0 9

事業所名	所在地	電話番号	介護予防支援	居宅介護支援	訪問介護	訪問入浴介護	訪問看護	訪問リハビリテーション	福祉用具貸与	通所介護	通所リハビリテーション	短期入所生活介護	短期入所療養介護	特定施設入居者生活介護	介護老人福祉施設	介護老人保健施設	介護療養型医療施設	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	地域密着型通所介護	認知症対応型通所介護	小規模多機能型居宅介護	認知症対応型共同生活介護	看護小規模多機能型居宅介護	地域密着型介護老人福祉施設
あわら地域包括支援センター	あわら市市姫三丁目1-1 あわら市役所内	73-8046	●																					
なるぎSTEP	あわら市二面2-211	77-2242																●						
訪問看護ステーションなるざリハビリサービス	あわら市二面2-301	77-2282					●																	
リハビリスタジオ なるざの森	あわら市二面2-301	77-2251								●														
なるぎケアプランセンター	あわら市二面2-301	77-2239		●																				
グループホーム とものいえ	あわら市二面2-302	77-2261																				●		
あわら複合ケアサービス	あわら市二面2-302	77-2282																					●	
湯の町メロン苑	あわら市二面42-20	77-1288										●												●
湯の町メロン苑デイサービスセンター	あわら市二面42-20	77-1288																	●					
芦原メロン苑ホームヘルプサービス	あわら市井江藪50-18	78-7880			●																			
芦原メロン苑ケアプランセンター	あわら市井江藪50-18	78-7880		●																				
芦原メロン苑デイサービスセンター	あわら市井江藪50-18	78-7880								●														
芦原メロン苑	あわら市井江藪50-18	78-7880										●			●									
地域密着型特別養護老人ホーム 芦原メロン苑	あわら市井江藪50-18	78-7880																						●
ケアハイツ居宅介護支援事業所	あわら市横垣18-11	77-3600		●																				
ケアハイツヘルパーステーション	あわら市横垣18-11	77-3600			●																			
ケアハイツ芦原	あわら市横垣18-11	77-3600												●										
あわら聖徳園	あわら市田中々3-25-7	78-7177																			●			
グループホームあわら聖徳園	あわら市田中々3-25-7	78-7177																				●		
坂井地区医師会訪問看護ステーション	あわら市東善寺5-27坂井地区医師会館	73-5377					●																	
坂井地区医師会ヘルパーステーション	あわら市東善寺5-27坂井地区医師会館	73-8390			●																			
坂井地区医師会デイサービスセンター	あわら市東善寺5-27坂井地区医師会館	73-8710								●														
坂井地区医師会居宅介護支援事業所	あわら市東善寺5-27坂井地区医師会館	73-8720		●																				
あわら病院訪問看護ステーション アイリス	あわら市北湯238-1	79-1212					●																	

介護保険事業



事業所名	所在地	電話番号	介護予防支援	居宅介護支援	訪問介護	訪問入浴介護	訪問看護	訪問リハビリテーション	福祉用具貸与	通所介護	通所リハビリテーション	短期入所生活介護	短期入所療養介護	特定施設入居者生活介護	介護老人福祉施設	介護老人保健施設	介護療養型医療施設	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	地域密着型通所介護	認知症対応型通所介護	小規模多機能型居宅介護	認知症対応型共同生活介護	看護小規模多機能型居宅介護	地域密着型介護老人福祉施設
デイサービスうたね	あわら市北湯276号123番地	76-7146								●														
ウエルネス木村	あわら市自由ヶ丘2丁目15-23	73-7788								●		●		●								●		
訪問介護事業所ケアサービスつるかめ	あわら市市姫2-1-10	73-8418			●																			
(株)川崎家具介護事業部	あわら市市姫2-18-9	73-0037							●															
ナイスケア木村居宅介護支援センター	あわら市市姫3-23-4	73-5602		●																				
ナイスケア木村	あわら市市姫3-23-4	73-5678									●		●			●								
コンフォガーデン木村	あわら市市姫3-24-8	73-3335										●		●										
みんなの家 大溝	あわら市大溝3-4-32	73-8555							●															
ショートスティみんなの家	あわら市大溝3-4-32	73-8555										●												
ハスの実ヘルパーステーションともし	あわら市大溝2-25-1	73-3100			●																			
県民せいきょう小規模多機能ホーム金津きらめきハウス	あわら市大溝3-11-7	73-4165																			●			
県民せいきょう金津きらめきグループホーム	あわら市大溝3-11-7	73-4165																				●		
あわら市金津雲雀ヶ丘寮デイサービスセンター	あわら市春宮3丁目28-21	73-0144								●														
あわら市金津雲雀ヶ丘寮	あわら市春宮3丁目28-21	73-0144										●		●	●									
あわら市金津雲雀ヶ丘寮居宅介護支援事業所	あわら市春宮3丁目28-21	73-5445		●																				
あわら市金津雲雀ヶ丘寮訪問介護事業所	あわら市春宮3丁目28-21	73-5445			●																			
加納老健	あわら市花乃杜1-2-39	73-1001											●			●								
加納居宅介護支援事業所	あわら市花乃杜1-2-39	73-5001		●																				
加納訪問サービス	あわら市花乃杜1-2-39	73-5001					●	●																
加納デイケア	あわら市花乃杜1-2-39	73-5001									●													

※介護保険サービス事業所の情報は令和6年9月1日現在のものです。事業所からの届け出により随時更新されます。
最新情報については、坂井地区広域連合のホームページで必ずご確認ください。

介護保険事業



高額介護（介護予防）サービス費

介護保険サービスを利用する場合にお支払いいただく利用者負担には、月々の負担の上限額が設定されています。１ヵ月に支払った利用者負担の合計が負担の上限を超えたときは、超えた分が払い戻される制度です。

【お問い合わせ先】

あわら市健康長寿課 高齢福祉グループ 電話 73-8022

坂井地区広域連合 電話 72-3305（代表）



あわら市の高齢者福祉施設・住まい

高齢者の住まい・中間施設等

※受けられるサービスは施設によって異なりますので、各施設へお問い合わせください。

(1) 有料老人ホーム

自立の方から要介護状態の方まで入居できる民間の高齢者向け住まいです。介護保険の適用の有無、サービス内容に応じて、介護付、住宅型、健康型の3つのタイプがあります。介護サービスを受けられるのは住宅型と介護付です。

名 称	住 所	電話番号
株式会社ケアハイツ ケアハイツ芦原	〒910-4113 あわら市横垣 18-11	7 7 - 3 6 0 0

(2) サービス付高齢者向け住宅

単身高齢者、高齢者夫婦世帯が安心して居住できる住まいです。必須サービスとして、ケアの専門家が少なくとも日中建物内に常駐し、状況把握（安否確認）サービスと生活相談サービスを提供することとなっています。一般的に、介護保険上の「居宅」の扱いとなりますので、介護保険を利用して居宅サービスなど外部サービスを利用しながら生活します。

名 称	住 所	電話番号
(福) 坂井福祉会 コンフォガーデン木村	〒919-0621 あわら市市姫三丁目 24-8	7 3 - 3 3 3 5

(3) 軽費老人ホーム（ケアハウス）

家庭環境や住宅事情等の理由により、自宅での生活が困難な高齢者等が無料又は定額な料金で入所し、食事や入浴等の日常生活上の必要なサービスが提供される老人福祉法上の施設です。

名 称	住 所	電話番号
(福) 緑進会 ニコニコ村	〒910-4112 あわら市井江葭 50-16	7 8 - 4 7 0 0
(福) 坂井福祉会 ウエルネス木村	〒919-0604 あわら市自由ヶ丘二丁目 15-23	7 3 - 7 7 8 8

あわら市の高齢者福祉施設・住まい

(4) 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

認知症である方の共同生活の住居であり、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話等を行うことにより、利用者がその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるようにする施設です。

対象者は、65歳以上の介護認定の要支援2及び要介護1以上であって、認知症が比較的安定状態にある方です。

名 称	住 所	電話番号
有限会社なるぞ グループホーム ともものいえ	〒910-4103 あわら市二面2丁目302	77-2261
(福) 聖徳園 グループホーム あわら聖徳園	〒910-4124 あわら市田中々3-25-7	78-7177
(福) 坂井福祉会 ウエルネス木村	〒919-0604 あわら市自由ヶ丘二丁目15-23	73-7788
福井県民生活協同組合 県民せいきょう 金津きらめきグループホーム	〒919-0628 あわら市大溝三丁目11-7	73-1165

(5) 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

原則、65歳以上の入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、入浴、排泄、食事等の身体介護その他日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことを目的とする介護保険上の施設です。

対象者は、身体上又は精神上著しい障害があるため常時介護を必要とし、かつ在宅介護が困難な介護認定要介護3以上の人です。ただし、特例入所ができる場合がありますので、詳しくは地域包括支援センターにお問い合わせください。

名 称	住 所	電話番号
(福) 緑進会 芦原メロン苑	〒910-4112 あわら市井江葭50-18	78-7880
(福) あわら市社会福祉協議会 あわら市金津雲雀ヶ丘寮	〒919-0632 あわら市春宮三丁目28-21	73-0144
(福) 緑進会 湯の町メロン苑（地域密着型）	〒910-4103 あわら市二面42-20	77-1288
(福) 緑進会 芦原メロン苑（地域密着型）	〒910-4112 あわら市井江葭50-18	78-7880

あわら市の高齢者福祉施設・住まい

（６）介護老人保健施設

病状が安定期にあり、入院治療する必要はないが、主として心身機能の維持回復を図り、居宅における生活を営むことができるようにするための支援を必要とする要介護者に対して、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他の必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことを目的とする介護保険上の施設です。

対象者は、６５歳以上の介護保険法における要介護認定者で施設のサービスを必要とする方です。

名 称	住 所	電話番号
医療法人至捷会 ナイスケア木村	〒919-0621 あわら市市姫三丁目 23-4	7 3 - 5 6 7 8
医療法人泉寿会 加納老健	〒919-0633 あわら市花乃杜一丁目 2-39	7 3 - 1 0 0 2



あわら市の高齢者福祉施設・住まい

住宅セーフティネット制度

将来、増加が見込まれる高齢者、障害者、子育て世帯、低額所得者等の住宅確保要配慮者のための住宅セーフティネット機能の強化や、空き家等の増加に対応するため、民間賃貸住宅や空き家を活用した住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度や登録された住宅の改修、入居への支援措置等を内容とする制度があります。

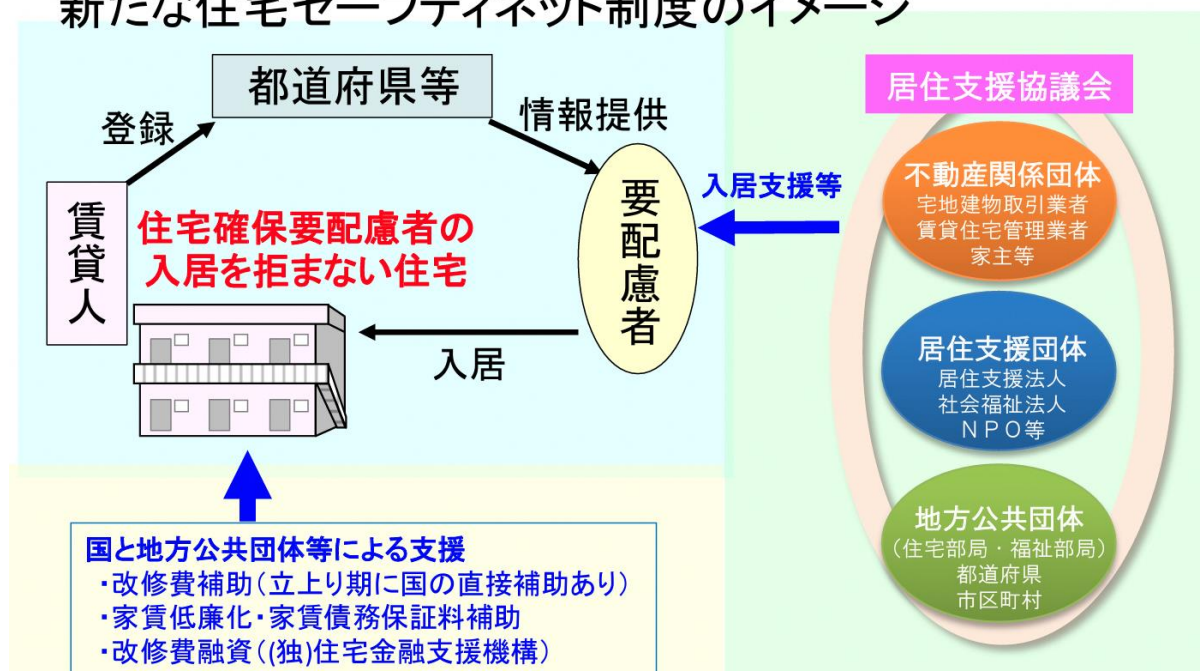
この制度は、「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフティネット法）」の改正により創設されました。

住宅セーフティネット制度の枠組みには、①住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の登録制度、②登録住宅の改修、入居への経済的支援、③住宅確保要配慮者のマッチング、入居支援があります。

この制度を利用する上で住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅（セーフティネット住宅）を探すことや福井県内の住宅確保要配慮者居住支援法人（次ページ参照）の紹介をしますので、詳しくは福井県のホームページや福井県建築住宅課住宅計画グループにお問い合わせ下さい。

なお、住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅（セーフティネット住宅）は、「セーフティネット住宅情報提供システム（<https://www.safetynet-jutaku.jp/guest/index.php>）」で検索が可能です。

新たな住宅セーフティネット制度のイメージ



【お問い合わせ先】

福井県建築住宅課 住宅計画グループ 電話 20-0505

あわら市の高齢者福祉施設・住まい

住宅確保要配慮者居住支援法人（福井県） 一覧

※詳細な内容や最新の情報については、各法人にお問合せください。

	法人名	業務区域	対象者	業務内容	電話番号	業務時間
1	特定非営利活動法人 まちかど保健室 y o u 福井市二の宮 3 丁目 4-14 2F	福井市	低額所得者、高齢者、子育て世帯、保護観察対象者、生活困窮者	入居相談、不動産店への同行又はコーディネート等、見守りや相談事業	65-6984	9時から16時 (土、日、祭日を除く)
2	(株)ケア・フレンズ 福井市松本 2 丁目 25-16	福井市	高齢者、障害者	入居相談、不動産店への同行、入居立会い、生活相談、見守り（安否確認）、空き家管理、自費サービス（買い物、院内同行他）	27-5816	10時から16時 (土、日、祭日を除く)
3	(有)あいぜん 越前市広瀬町 131-23	福井市、鯖江市、越前市、南越前町、越前町	低額所得者、高齢者、生活困窮者	入居相談、引越し支援、生活相談、空き家管理、遺品整理、生活用品の無料配布等	0778-21-1782	9時から17時 (日、祭日を除く)
4	(株)三玄 福井市大宮 6 丁目 17-35	福井市、坂井市、あわら市、勝山市、大野市	低額所得者、被災者、高齢者、障害者、生活困窮者	介護専門の住宅の情報提供、入居相談、引越し支援、生活相談、生前整理、見守り（安否確認）、住宅改修相談	63-6039	9時から17時 (土、日、祭日を除く)
5	丸岡土地開発(株) 坂井市丸岡町東陽 1 丁目 25	坂井市、あわら市	低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子育て世帯、外国人、児童虐待を受けた者、DV 被害者、犯罪被害者等、生活困窮者	入居相談、入居後の見守りサービス、入居者の生活に必要なネットワークづくり 等	67-0299	9時から17時30分 (日、祭日を除く)
6	(有)あんしん村グループ 福井市北四ツ居 2 丁目 7-17	福井市	高齢者、子育て世帯	入居相談、情報提供、不動産業者への同行、入居後の定期的な訪問等の見守り事業、居住支援に関する活動・取り組みへの参加等	54-2931	10時から16時 (土、日、祭日を除く)

あわら市の医療制度・在宅医療

後期高齢者医療制度

後期高齢者医療制度は、75歳以上の人（一定の障害と認定された場合は65歳以上）がそれまでの健康保険に代わって加入する医療保険制度です。

制度の運営は、県内すべての市町が加入する「福井県後期高齢者医療広域連合」が行います。市は、保険料の徴収や各種届出・申請の受け付けなどの窓口業務を行います。

対象者

- （１）75歳以上の人（全員）
 - （２）65歳から74歳までの人で、一定の障害の状態にあると認定を受けた人
（任意加入になりますので、市町の担当窓口で申請が必要です。）
- ※ただし、いずれも生活保護受給世帯の人を除きます

保険証の提示方法

医療を受ける場合には必ず病院などの窓口で保険証を提示してください。

保険証は、被保険者一人ひとりに後期高齢者医療保険証を交付していますが、令和6年12月2日から保険証が廃止され、マイナ保険証に移行されます。

※マイナンバーカードを保険証として利用登録されていない人は、マイナ保険証の登録手続きをお願いします。詳細については、あわら市市民課窓口グループ（73-8014）にお問い合わせください

詳細について

収入や世帯の状況によって、医療費の窓口負担割合が変わります。

その他、届出方法や保険料、給付内容などの詳細については、あわら市または福井県後期高齢者医療広域連合にお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

あわら市 市民課 保険年金グループ 電話 73-8015
福井県後期高齢者医療広域連合 電話 54-6330

あわら市の医療制度・在宅医療

高額療養費制度

同じ月内の医療費の負担が高額となり、自己負担限度額を超えた場合、限度額を超えた分が高額療養費としてあとから支給されます。

医療機関の窓口での支払いは、「限度額適用認定証」もしくは「限度額適用・標準負担額減額認定証」を提示することで自己負担限度額までで止めることができます。保険証の提示だけで自己負担限度額で止まる人もいます。

交付を希望する場合は、各保険者にお問い合わせください。

※高額療養費制度は、原則として診療月の翌月1日から2年を経過すると時効となり、申請できなくなりますのでご注意ください。

【お問い合わせ先】

国民健康保険について	あわら市 市民課 保険年金グループ	電話 73-8015
後期高齢者医療保険について	福井県後期高齢者医療広域連合	電話 54-6330
	あわら市 市民課 保険年金グループ	電話 73-8015
協会けんぽについて	全国健康保険協会 福井支部	電話 27-8300
健康保険組合について	各事業所の健康保険組合	

高額医療・高額介護合算療養費制度

1年間における医療保険と介護保険の自己負担が著しく重くなった場合に、負担を軽減する制度です。

医療保険と介護保険の毎月の自己負担限度額を適用後に1年間の自己負担額を合計し、高額医療・高額介護合算療養費制度の限度額を超えた場合、限度額を超えた分があとから支給されます。合算対象期間は毎年8月1日から7月31日までの1年間です。

支給の申請方法は保険者により異なりますので、各保険者にお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

国民健康保険について	あわら市 市民課 保険年金グループ	電話 73-8015
後期高齢者医療保険について	福井県後期高齢者医療広域連合	電話 54-6330
	あわら市 市民課 保険年金グループ	電話 73-8015
協会けんぽについて	全国健康保険協会 福井支部	電話 27-8300
健康保険組合について	各事業所の健康保険組合	

あわら市の医療制度・在宅医療

人工透析患者通院交通費助成事業

人工透析法による医療の給付を受ける必要がある腎臓の機能に障害を有する方が、医療機関への通院に要した交通費について、その一部を助成します。

対象者

あわら市に住所がある方で、腎臓機能障害により身体障害者手帳の交付を受けており、人工透析法の医療の給付を受けるために通院している方。

※生活保護法等、他の法令による通院交通費の給付を受けている方および、公的な納付金に滞納がある方（生活困窮者を除く）は対象外です。

助成内容

住居から人工透析を行っている医療機関までの通院距離×1km あたり15円を支給します。ただし、次表のとおり一月あたりの助成額に上限があります。

1往復あたりの 通院距離	15km未満	15km以上 30km未満	30km以上
自家用車	1,000円	2,000円	3,000円
自家用車以外	3,000円	4,000円	5,000円

申請方法

次表に定める申請月までに、あわら市福祉課に申請して下さい（事後申請）。

期別	助成対象期間	申請月
前期	4月～9月	9月
後期	10月～翌年3月	3月

申請に必要なもの

- ・人工透析患者通院交通費助成金交付申請書
- ・身体障害者手帳
- ・人工透析患者通院報告書
- ・振込先がわかるもの（預金通帳等）
- ・交通機関の領収書（自家用車以外の方のみ）

【お問い合わせ先】

あわら市福祉課 福祉総務グループ 電話 73-8020

あわら市の医療制度・在宅医療

訪問歯科診療

福井県歯科医師会では、通院が困難な人のための歯科往診サービスを提供しており、対象者はご自宅・施設・病院で歯科診療を受けられます。

対象者

通院が困難な人（寝たきりの高齢者、寝たきり状態の重度障害の人など）

内 容

- ・口腔ケア・口の悩みに関する相談
- ・専門的口腔ケア
- ・日常介護口腔ケアの指導
- ・訪問歯科診療

負担金

受診される人の加入している医療・保険（健康保険）などによる診療になります。
※交通費等別途負担あり

申し込み

福井県歯科医師会のホームページ（<http://fda.or.jp/>）をご確認の上、お申し込みください。

【お問い合わせ先】

福井県歯科医師会 福井県在宅口腔ケア応援センター 電話 2 1 - 5 5 1 9

あわら市の医療制度・在宅医療

訪問歯科診療で 治療ができます

入れ歯の
悩み

歯の痛み

歯肉の
腫れ

噛み
にくい

飲み込み
にくい

むせ易い

このような症状で要介護者がお困りなら
在宅口腔ケア応援センター
までお気軽にご相談ください

福井県在宅口腔ケア応援センター受付の流れ
【 電話・FAXによる受付 】

TEL 0776-21-5519 ・ FAX 0776-27-5640

歯科疾患・口腔機能障害
に関する相談

口腔ケア・口の悩み
に関する相談

「訪問歯科診療」の手配
【 担当訪問歯科医の決定 】

診療情報等の収集
診療情報や介護情報を収集
し担当歯科医に送付

担当歯科医の通知
担当歯科医決定のお知らせ

訪問歯科診療の実施
歯科疾患および口腔機能障害
の診断と治療

連携

- ・ 相談及び啓蒙教室への対応
- ・ 専門的口腔ケア
- ・ 日常介護口腔ケアの実践指導

あわら市の医療制度・在宅医療

坂井地区在宅ケアネット

「坂井地区在宅ケアネット」は、坂井地区医師会が発足した在宅医療コーディネータ事業であり、在宅医療を希望する地域住民に安心して医療が受けられるように、医療・保健・福祉サービス機関と連携を取りながら、ニーズに合わせた医療を提供します。

内容

主治医が副主治医（主治医不在のとき対応）、専門医（眼科・耳鼻科・皮膚科・歯科等）、薬剤師等と連携を取りながら支援します。

また、ケアマネジャー・訪問看護師等が必要に応じて介護のサポートをします。

以下のような場合、在宅での主治医をご相談の上紹介させていただきます。

（１）かかりつけ医のご紹介

- ・家で療養生活を送りたいが、かかりつけの医師がいない。
- ・退院後往診してもらえる医師を探したい。

（２）在宅療養を複数医師、様々な職種のチームによるバックアップ

- ・急な時でも診てもらえるの？
- ・眼や歯の具合が悪くなったが専門の医師に往診してもらえるの？
- ・薬が複雑でわからない。指導はしてもらえるの？

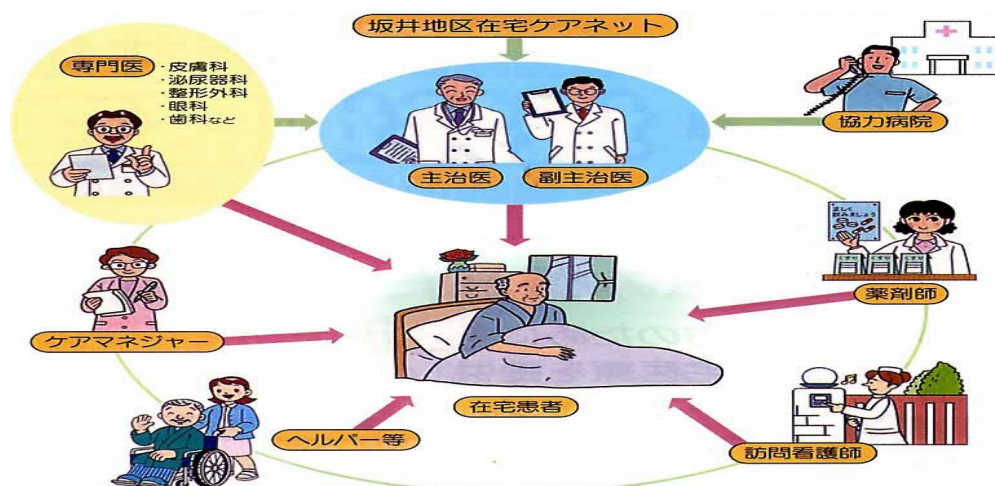
（３）在宅医療に関する相談窓口

- ・最近、家族の具合が悪い。
- ・どの医療機関へ行けばよいのかわからない。

【お問い合わせ先】

坂井地区在宅ケアネット 月曜日から金曜日 １３時から１７時

電話 ７３－５３６６ FAX ７３－５３６３



あわら市の医療制度・在宅医療

坂井地区医師会「安心連携カード」

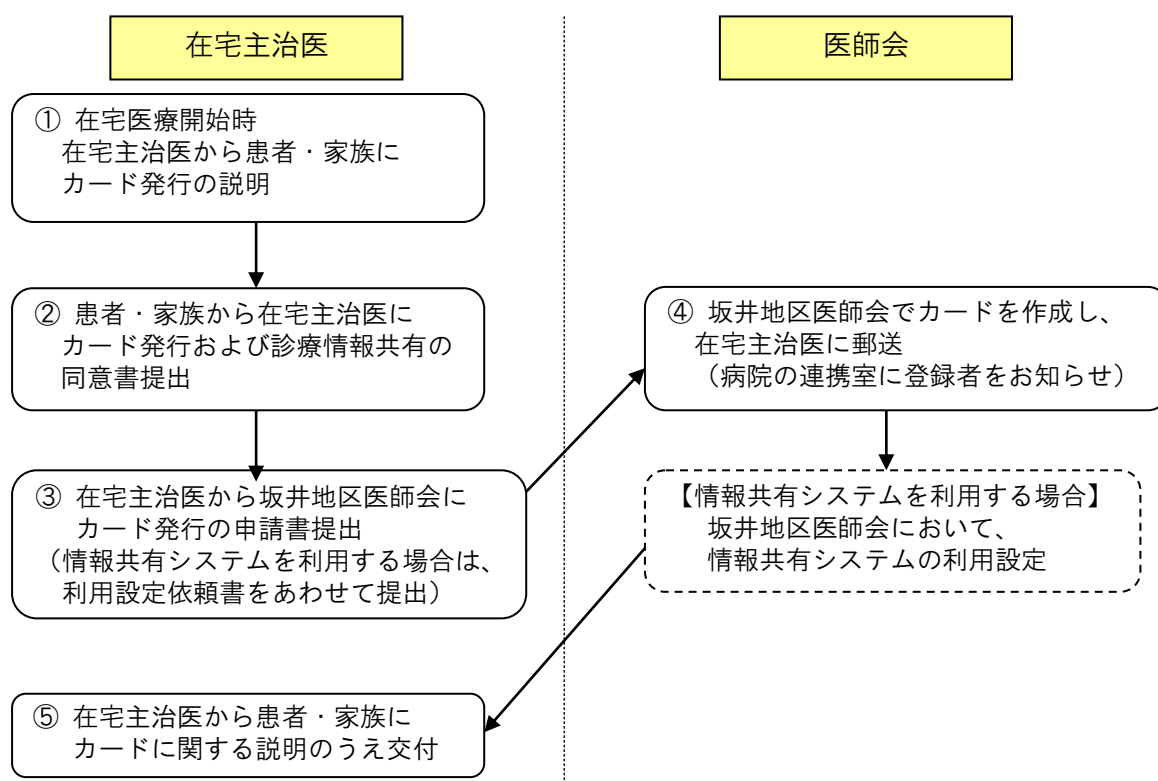
在宅でかかりつけ医の訪問診療を受けている方やこれから受ける方が、緊急時や病院での治療・処置が必要な時などに、患者・家族が坂井地区内の7つの病院のいずれに入院するかを意思表示し、確実に対応してもらうためのカードです。

在宅療養を継続することを希望する方に発行するもので、病院からの退院後も、病院主治医とかかりつけ医が連携を取り合うことで、安心して在宅療養が可能となります。

■坂井地区医師会と病診連携している病院

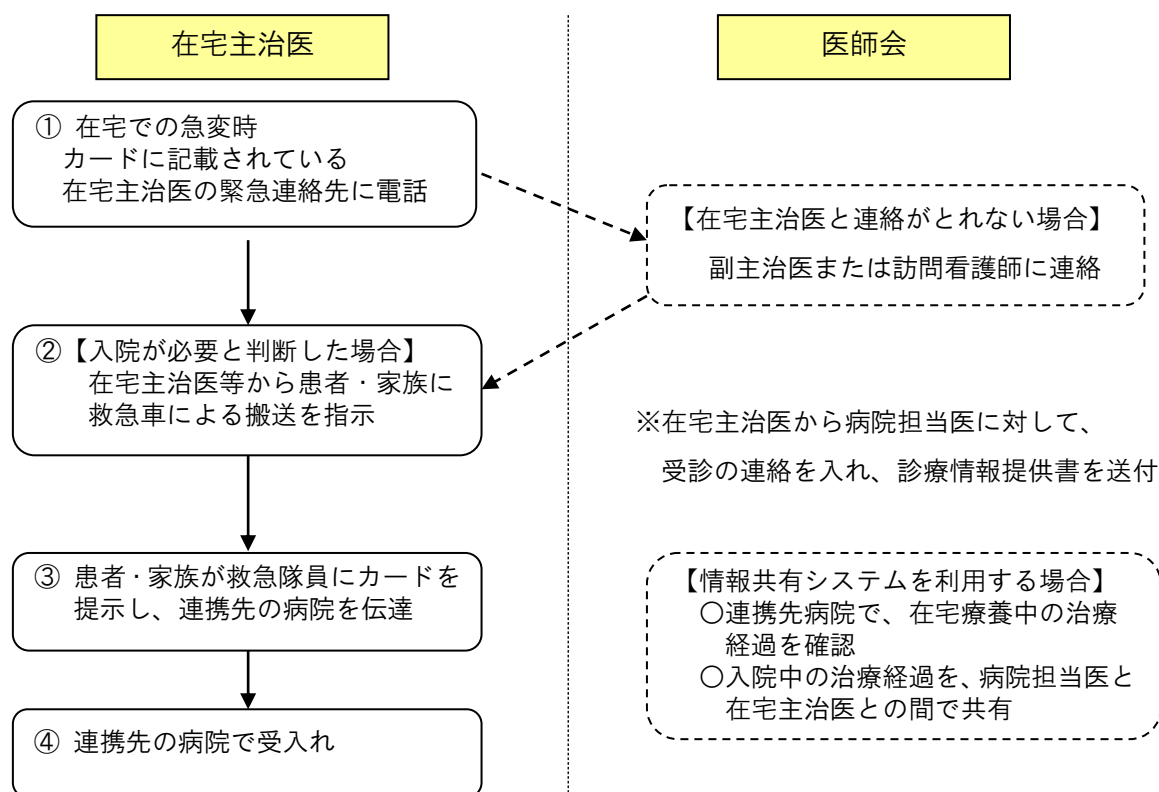
国立病院機構あわら病院	あわら市北潟 238-1	電話 7 9 - 1 2 1 1
木村病院	あわら市北金津 57-25	電話 7 3 - 3 3 2 3
加納病院	あわら市花乃杜一丁目 2-39	電話 7 3 - 1 0 0 1
坂井市立三国病院	坂井市三国町中央 1 丁目 2-34	電話 8 2 - 0 4 8 0
宮崎病院	坂井市三国町北本町 2 丁目 2-64	電話 8 2 - 1 0 0 2
藤田神経内科病院	坂井市丸岡町羽崎 31-12-1	電話 6 7 - 1 1 2 0
春江病院	坂井市春江町江留下屋敷 62-5	電話 5 1 - 0 0 2 9

発行手順（フロー図）



あわら市の医療制度・在宅医療

運用手順（フロー図）



安心連携カード No. _____

患者氏名： _____

生年月日：T・S・H _____ 性別：男・女 _____

情報共有システム利用： 有 ・ 無

連携病院名

☐ 国立病院機構あわら病院 ☐ 木村病院

☐ 坂井市立三国病院 ☐ 加納病院

☐ 宮崎病院 ☐ 春江病院

☐ 藤田神経内科病院

（表 面）

病院受診の際はこのカードを持参してください。

診療所名 _____

医 師 名 _____

電話番号 _____

〈緊急時の連絡先〉 _____

坂井地区医師会

（裏 面）

【お問い合わせ先】

坂井地区在宅ケアネット 月曜日から金曜日 13時から17時

電話 73-5366 FAX 73-5363

あわら市の医療制度・在宅医療

訪問看護ステーション

小児から高齢者まで年齢に関わりなく、病状や療養生活を専門家の目でアセスメントし、的確なケアとアドバイスで、病気や障害を持ちながらもその人らしい生活が送れるように支援します。訪問看護のご利用については、主治医（かかりつけ医）にご相談ください。

あわら市の訪問看護ステーション

事業所名	住所	電話番号	備考
坂井地区医師会 訪問看護ステーション	〒910-4131 あわら市東善寺 5-27	73-5377	【営業時間】 月～金 9時～17時 【休業日】 土、日、祝日、8/15～16、12/30～1/3
訪問看護ステーション なるざりハビリサービス	〒910-4103 あわら市二面 2 丁目 302	77-2282	【営業時間】 月～金 8時30分～17時30分 【休業日】 土、日、祝日 年末年始(12/31～1/3)
あわら病院 訪問看護ステーション アイリス	〒910-4272 あわら市北潟 238-1	79-1212 (内線796)	【営業時間】 月～金 8時30分～17時 【休業日】 土、日、祝日、年末年始
加納病院 加納訪問サービス	〒919-0633 あわら市花乃杜一丁目 2-39	73-1001	営業時間については ご相談ください。

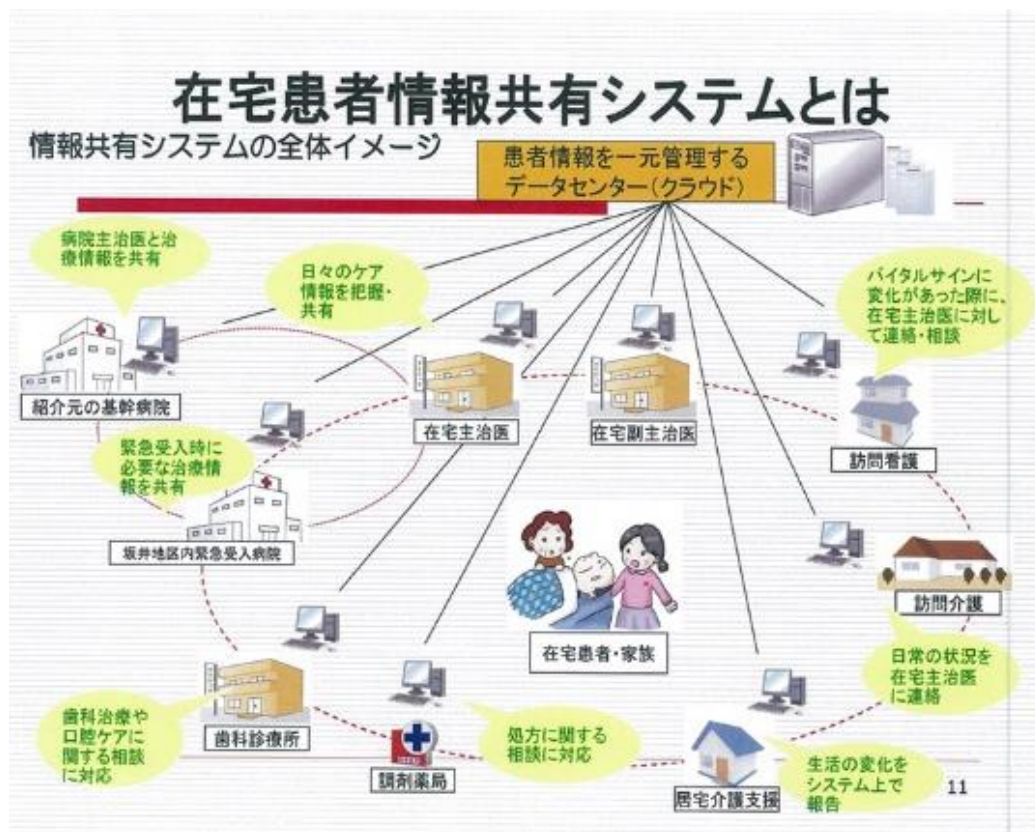


あわら市の医療制度・在宅医療

在宅患者情報共有システム（カナミック「TRITRUS」）

坂井地区では、地域における在宅医療・介護に携わる多職種間の情報共有と連携を推進するためのツールとして、在宅患者情報共有システム（TRITRUS）を導入しました。

カナミック（TRITRUS）は、かかりつけ医やケアマネジャー、歯科医師、訪問看護師等の間において、患者に関する必要な情報を共有することができる（写真データーも可）システムです。



利用にあたって

カナミック（TRITRUS）は、クラウドシステムであることから、インターネット環境が整ったパソコン、タブレット端末、スマートフォン等があればすぐに利用でき、新たにソフトを購入する等の初期投資は不要です。また、坂井地区広域連合が運営費用を負担しているため、参加機関は無料で使用することができます。（通信料は使用者負担となります。）

申請方法

介護支援専門員、医療機関や介護保険事業所等が初めてシステムを利用する場合、利用者登録及び新たに患者部屋を作成する場合には手続きが必要です。詳細については、坂井地区広域連合ホームページの『坂井地区在宅患者情報共有システム（TRITRUS）

(<http://www.kouiki.sakai.fukui.jp/kaigo/kanamikku/>)』をご覧ください。

【お問い合わせ先】

坂井地区広域連合 電話 72-3305（代表）

税の控除

障害者控除

介護保険の要介護認定を受けている方は、障害者手帳の交付を受けていなくても、市が障害者控除対象者に認定することで、所得税法及び地方税法上の障害者控除の対象となります。この制度は、要介護認定を受けているだけで一律に認定されるわけではありません。申請に基づき個々の状態を審査し、該当するかを市が判定します。

認定された方には、「障害者控除対象者認定書」を交付しますので、確定申告等でご利用ください。

対象者

介護保険の要介護1から5までの認定を受け、その程度が障害者に準ずるとして市が認定した65歳以上の人は、障害者手帳などの交付を受けていなくても、障害者控除の対象となります。

ただし、要介護1以上の方でも障害者控除の対象とならない場合があります。詳しくは市健康長寿課までお問い合わせください。

申請からサービス利用までの流れ

認定証の交付を希望する場合は、確定申告をする前に、本人または親族が市健康長寿課までご相談ください。

①市健康長寿課に申請に来られる方のご印鑑をお持ちください。

②申請書に基づき認定の可否を決定します。

③認定された方には障害者控除対象者認定書をお渡しします。

認定されなかった方には障害者控除対象者非該当通知書をお渡しします。

④確定申告の際にこの認定書を提示すれば、障害者控除を受けられます。

控除できる金額

対象該当者	金額
障害者	270,000円
特別障害者	400,000円

【お問い合わせ先】

あわら市健康長寿課 高齢福祉グループ 電話73-8022

税の控除

おむつに係る医療費控除

おむつ代が医療費控除の対象として認められるためには、毎年の確定申告の際に、寝たきり状態であること、及び治療上おむつの使用が必要であることについて、医師が発行したおむつ使用証明書が必要となります。

ただし、おむつ代について医療費控除を受けるのが2年目以降である方については、医師が発行したおむつ使用証明書がなくても、市が発行する証明書にて、おむつ代について医療費控除を受けることが出来ます。対象となる方は、要介護認定を受けている方で一定の要件を満たした方のみです。詳しくは市健康長寿課までお問合せください。

【お問い合わせ先】

あわら市健康長寿課 高齢福祉グループ 電話 73-8022

おむつ使用証明書			
患 者	住 所		
	氏 名	殿	性別 男・女
	生年月日	(明・大・昭・平)	年 月 日生
傷 病 名	によりおおむね6ヵ月以上にわたり寝たきり状態にある。又はあると認められる。		
治療状況	・入院(所)中 ・在宅で治療中		
必要期間	始 期 (イ) 年 月 日から 又は (ロ) 年1月1日から 終 期 (イ) 年 月 日まで 又は (ロ) 同年末まで (※ (イ) 又は (ロ) のいずれかを○で囲んでください。)		
上記の者は、頭書の傷病により、必要期間中の治療に際し、おむつの使用が必要であることを証明する。 年 月 日 医療機関名 _____ 所 在 地 _____ 医 師 氏 名 _____ 印			
(注) 1 証明書は、当該患者に対して頭書の傷病により、継続して治療を行っている医師が記載すること。 (注) 2 「必要期間」とは、当該年において患者が上記の状態にあることが認められる期間とし、当該年の1月1日以前からおむつが必要であり、かつ、1年以上にわたってその必要性が認められる場合には、同欄の始期と終期のいずれにおいても(ロ)を○で囲むこと。なお、必要期間経過後において更に治療のためにおむつが必要と認められることとなった場合は、改めて証明書を発行すること。			
① この証明書は、おむつ代(紙おむつの購入料及び貸おむつの賃借料をいう。以下同じ。)について医療費控除を受けるために必要です。 ② 医療費控除を受けるためには、この証明書とおむつ代の領収書を確定申告書に添付するか、確定申告の際に提示することが必要です。 ③ おむつ代の領収書は、患者の氏名及び成人用のおむつ代であることが明記されたものであることが必要です。			

税の控除



その他の税金についての相談

住民税と所得税の控除、確定申告の医療費控除、給付金の非課税・掛け金の控除、住宅のバリアフリー改修に係る固定資産税の特例措置などについても控除の対象になる場合がありますので、ご相談ください。

【お問い合わせ先】

あわら市税務課 電話 7 3 - 8 0 1 1

住宅のバリアフリー改修に係る固定資産税について： 7 3 - 8 0 1 2



災害への備え

災害時要援護者支援制度

地域の中で災害時要援護者の情報等を共有し、災害時等の避難誘導、安否確認などに活用するとともに、普段からの見守り体制の構築など、住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりを推進します。

対象者

- (1) 身体障害者手帳の交付を受けている方で、身体障害、視覚障害、聴覚障害の程度が2級以上の方
 - (2) 療育手帳の交付を受けている方で、障害の程度がB1以上の方
 - (3) 要介護認定者で要介護3以上の方
 - (4) 65歳以上の高齢者のみで構成される世帯
 - (5) 災害時要援護者対象者名簿への登録を希望する者であって、(1)から(4)に準ずる者として市長が認めた方
- ※ただし、在宅の方に限る。

事業内容

高齢者や障害者など災害発生時に自力で避難することが困難な方（災害時要援護者）を地域の力を借りて支援する仕組みです。

災害時に支援を希望する方からの登録申請を受け付け、個人情報共有の同意をいただいた上で登録台帳を作成し、自治会、民生委員、市社会福祉協議会、消防本部、警察署と情報共有します。

災害発生直後には、行政機能が麻痺することが予想されます。そこで、災害時要援護者に対する避難支援や救助等を近所や地域の方にお問い合わせするものです。

【災害時】登録された方に対して、安否確認、避難誘導等の支援を行います。

【平常時】台帳をもとに声かけ、見守り等を行い、災害に備えます。

※支援を行うのは、自治会や地域の自主防災組織、地域支援者としています。

登録方法

- ①登録申請書に必要事項をご記入のうえ、下記担当課へ提出してください。
- ②登録申請書は下記担当課にて配布しております。

【お問い合わせ先】

あわら市健康長寿課	高齢福祉グループ	電話 73-8022
福祉課	福祉総務グループ	電話 73-8020
総務課	防災安全対策室	電話 73-8040

災害への備え

在宅高齢者等除雪支援事業（屋根雪下ろし・住宅前除雪）

自力で除雪することが困難であると認められる高齢者や身体障害者で構成される世帯（以下「高齢者世帯等」）が第三者に依頼して行う除雪に係る費用の一部を助成することにより、高齢者世帯等が安心して生活ができるよう支援します。

対象者

■住宅屋根雪下ろし事業

市民税非課税世帯で、次のいずれかに該当し、かつ、自力による屋根の雪下ろしが困難であると認められるものとします。ただし、別居の親族等により屋根の雪下ろしを行うことができる世帯及び生活保護世帯を除きます。

- ① 65歳以上の高齢者のみで構成される世帯
- ② 身体障害者手帳3級以上の交付を受けている者のみで構成される世帯
- ③ 上記の①の高齢者及び②の障害者のみで構成される世帯
- ④ 上記の①の高齢者及び②の障害者並びに満18歳未満の者のみで構成される世帯
- ⑤ 上記の①～④に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める世帯

■住宅前除雪事業

市民税非課税世帯で、上記の①～③までのいずれかに該当し、かつ、自力による除雪が困難であると認められるものとします。ただし、別居の親族等により住宅前の除雪を行うことができる世帯及び生活保護世帯を除きます。

内 容

■住宅屋根雪下ろし事業

高齢者世帯等の所在地における積雪がおおむね60センチメートル以上である場合に、高齢者世帯等が第三者に住宅の屋根の雪下ろしを依頼し、当該役務に対する対価が発生したときに、当該対価として要した費用の一部を助成します。

■住宅前除雪事業

高齢者世帯等の所在地における積雪がおおむね30センチメートル以上である場合に、高齢者世帯等が第三者に住宅の玄関から道路までの除雪を依頼し、当該役務に対する対価が発生したときに、当該対価として要した費用の一部を助成します。

災害への備え

申請から利用までの流れ

①事業所等の第三者に、屋根雪下や住宅前除雪を依頼して料金を支払います。

②申請書ほか関係書類を提出します。

■必要書類

・高齢者世帯等除雪支援事業助成金交付申請書

・在宅の屋根雪下し、または住宅前の雪にかかる支払いが証明できる書類（領収書等）

③指定の口座に助成額が振込みされます。

助成額

■住宅屋根雪下ろし事業における助成額

住宅の屋根の雪下ろし費用の2分の1に相当する額（100円未満に端数が生じた場合は、当該端数を切り捨てた額）1世帯当たり7,000円／年を限度とします。

■住宅前除雪事業における助成額

住宅前の除雪に要した費用の2分の1に相当する額（100円未満に端数が生じた場合は、当該端数を切り捨てた額）1世帯当たり3,000円／年を限度とします。

※助成金の交付は、それぞれ年1回に限ります。

【お問い合わせ先】

あわら市健康長寿課 高齢福祉グループ 電話 73-8022



あわら市の高齢者の見守り

あわら市安心生活ネットワーク事業

高齢になると記憶力・判断力が低下し、道を間違えたり、自分の家がわからなくなったりすることがあります。

「あわら市安心生活ネットワーク事業」は、名前や特徴、写真などの情報を事前に登録しておくことで実際に行方不明になった時に、地域の支援を得て早期に発見するための事業です。

対象者

認知症高齢者、知的障害者等、一人歩きにより行方不明となるおそれがある方が対象です。

サービス内容

対象者が行方不明となったとき、市へご連絡いただくと、事前に登録されている情報をもとに安心生活ネットワーク協力事業者へ搜索の協力を行います。

申請からサービス利用までの流れ

- ①あわら市役所健康長寿課、又は市ホームページに事前登録書がありますので、必要事項を記入し、裏面に写真を貼付の上、健康長寿課へご提出ください。
- ②後日、市健康長寿課から利用決定通知書を送付します。

自己負担額

無料



事業所用ステッカー



事業所の車両用ステッカー

あわら市の高齢者の見守り

あわら市安心生活見守り活動 協力事業者一覧 (順不同) 令和6年4月1日現在

1	福井県民生活協同組合
2	福井県農業協同組合(J A 福井県)
3	日本郵便株式会社(金津郵便局、丸岡郵便局、加賀郵便局)
4	みくにっ子見守り隊
5	中日新聞・日刊県民福井・毎日新聞・金津専売店
6	株式会社北陸近畿クボタ坂井営業所
7	障害者支援施設金津サンホーム
8	えちぜん鉄道株式会社
9	社会福祉法人あわら市社会福祉協議会金津雲雀ヶ丘寮
10	居宅介護支援事業所介護相談室こころ
11	社会福祉法人緑進会 芦原メロン苑・湯の町メロン苑
12	坂井地区医師会ケアセンター
13	株式会社福井銀行 金津支店
14	株式会社福井銀行 芦原支店
15	北陸電力株式会社 福井支店
16	株式会社ヤクルト北陸 福井本社
17	株式会社はまや
18	有限会社なるざ
19	第一生命保険株式会社
20	ヤマト運輸株式会社 福井主管支店
21	宅配クック123 坂井あわら店(有限会社堀江商店)
22	北陸東邦株式会社 福井営業所
23	三和薬品株式会社
24	有限会社阪田薬局
25	株式会社エーデン
26	丸岡土地開発株式会社
27	明祥株式会社 福井支店
28	株式会社アスピカ

【お問い合わせ先】

あわら市健康長寿課 高齢福祉グループ 電話73-8022

あわら市の高齢者の見守り

あわら市見守りシール（どこシル伝言板）

あわら市見守りシール（どこシル伝言板）は、あわら市安心生活ネットワーク事業における行方不明者の搜索体制を強化するために導入されたシステムです。二次元バーコードの読み取りと、パソコンやスマートフォンからアクセスできる伝言板を利用することにより、個人情報を開示することなく、24時間搜索が可能です。

対象者

認知症等で行方不明となるおそれがある65歳以上の方が対象です。

サービス内容

二次元バーコード付きのラベルシールを対象者の衣服や持ち物に貼り付けておくと、その二次元バーコードが読み取られた場合に、ご家族や市、警察へメールが送信されます。その後は、伝言板上でやりとりをするため「発見→保護→ご家族への引渡し」まで、個人情報を開示することなく安心、安全、迅速に行うことができます。

申請からサービス利用までの流れ

- ①「安心生活ネットワーク事業事前登録書」を提出する際に「情報提供について同意するもの」欄の「どこシル伝言板」にチェックを入れて下さい。
- ②後日、健康長寿課から利用決定通知書と共にラベルシール（耐洗シール：40枚、蓄光シール：10枚）と説明書を送付します。
- ③お手元に届いた時点からどこシル伝言板を利用できます。ラベルシールを衣服や持ち物等に張り付けて下さい。二次元バーコードの読み取り時や伝言板への書き込みがあった際は、事前登録の際に指定したアドレスにメールが送信されます。

自己負担額

無料（ラベルシールを追加で購入する場合は3,900円（税別）/50枚の自己負担あり）

【お問い合わせ先】

あわら市健康長寿課 高齢福祉グループ 電話73-8022



あわら市の高齢者の見守り

どこシル伝言板[®]とは？

衣服や持ち物等に貼った QR コードを読み取ると、インターネット上の伝言板が表示されます。QR コードの読み取り時や伝言板への書き込みがあった際など、保護者へ瞬時にメールが送信されます。伝言板のやりとりでは個人情報を開示することなく“発見～保護～ご家族への引渡し”まで安心、安全、迅速に行えます。



どこシル伝言板[®] 効果的な貼付例

耐洗ラベル(アイロンで貼り付けられるもの)



蓄光シール(アイロン不可のもの)



あわら市の高齢者の見守り

~~~~~

シールを身につけた方を見かけたら…



救急搬送時に有効な右上腕部への貼付



何かお困りの方かもしれません





スマートフォンを持っていない場合やQRコードの読み取りがうまくいかない場合などは

シールに記載されている登録番号を警察やあわら市にお伝えください



警察やあわら市までご連絡いただけるだけで助かります

スマートフォンを持っている場合

QRコードを読み取ってください



ご家族に自動で通知されます

ご家族と伝言板でやりとりができます

~~~~~

MEMO